

# 地域森林計画書

加賀森林計画区

## 計画期間

自 平成29年4月1日

至 令和9年3月31日

平成28年12月樹立  
平成29年12月変更  
平成31年3月変更  
令和元年12月変更  
令和3年3月変更





# 目次

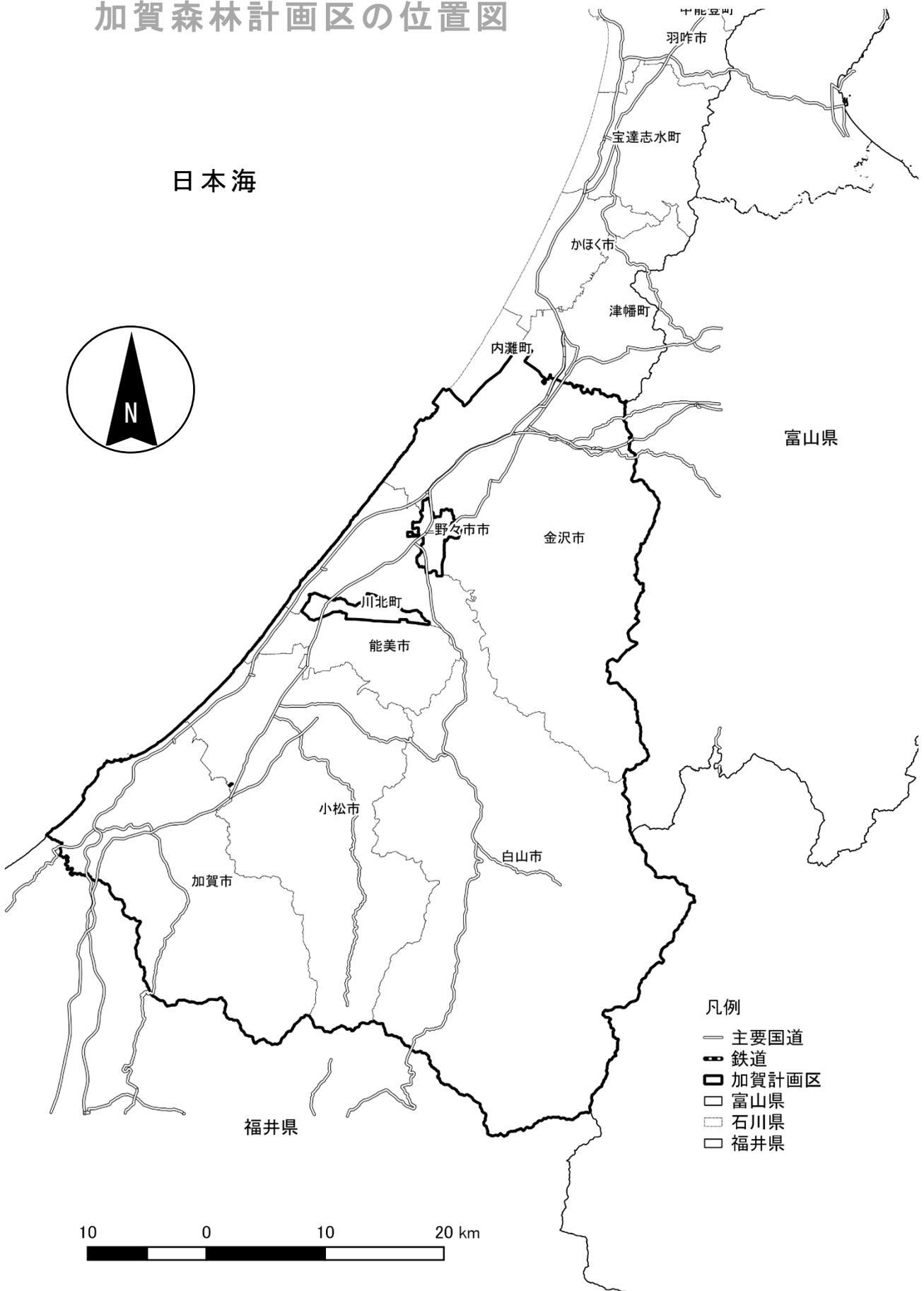
<b>第1章 計画のあらまし</b> .....	<b>1-1</b>
第1. 地域森林計画の位置付け	
第2. 森林・林業の現状と課題	
1 石川県の現状と課題	
2 前期計画の実行結果と評価	
第3. 計画樹立にあたっての石川県の基本的考え方	
第4. 加賀森林計画区における方針	
<b>第2章 計画事項（共通編）</b> .....	<b>2-1</b>
第1. 森林の整備及び保全に関する基本的な事項 .....	2-1
第2. 森林の整備に関する事項 .....	2-4
1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く）	
2 造林に関する事項	
3 間伐及び保育に関する事項	
4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項	
5 林道等の開設その他林産物の搬出に関する事項	
6 森林施業の合理化に関する事項	
第3. 森林の保全に関する事項 .....	2-18
1 森林の土地の保全に関する事項	
2 保安施設に関する事項	
3 鳥獣害防止森林区域に関する事項	
4 森林病害虫の駆除及び予防その他の森林の保護に関する事項	
第4. 保健機能森林の区域の基準その他保健機能森林の整備に関する事項 ..	2-19
第5. その他必要な事項 .....	2-20
1 森林簿等の取扱いに関する事項	
2 森林GIS及び森林に関するデータベースの整備に関する事項	
<b>第3章 計画事項（加賀森林計画区編）</b> .....	<b>3-1</b>
第1. 計画の対象とする森林の区域 .....	3-1
第2. 森林の整備及び保全に関する基本的な事項 .....	3-1
計画期間において到達、保持すべき森林資源の状態	
第3. 森林の整備に関する事項 .....	3-2
1 計画期間内の伐採立木材積	
2 間伐面積	
3 人工造林・天然更新別の造林面積	
第4. 森林の保全に関する事項 .....	3-3
1 林地の保全に特に留意すべき森林の地区の面積等	
2 保安林の整備及び治山事業に関する計画	
第5. その他の計画量 .....	3-6
1 保安林その他法令により施業について制限を受けている森林の施業方法	
2 林道の開設及び拡張に関する計画	
3 立木の標準伐期齢に関する指針（白山市旧吉野谷村、旧尾口村、旧白峰村）	

<b>(附) 参考資料</b> .....	<b>附-1</b>
<b>1 森林計画区の概況</b> .....	<b>附-1</b>
(1) 市町別土地面積及び森林面積	
(2) 地 況	
(3) 土地利用の現況	
(4) 産業別就業者数	
<b>2 森林の現況</b> .....	<b>附-4</b>
(1) 齢級別森林資源表	
(2) 所有形態別森林資源表	
(3) 法令により施業について制限を受けている森林、普通林別森林資源表	
(4) 市町別森林資源表	
(5) 樹種別材積表	
(6) 森林の被害	
<b>3 林業の動向</b> .....	<b>附-10</b>
(1) 保有山林規模別林家数	
(2) 森林経営計画の認定状況	
(3) 森林組合及び生産森林組合の現況	
(4) 林業事業体等の現況	
(5) 林業労働力の概況	
(6) 林業機械化の概況	
(7) 作業路網等整備の概況	
(8) その他	
 <b>(附) 石川県天然更新完了基準書</b> .....	 <b>附-14</b>

表紙：手取川河口から見た白山

裏表紙：里山林に生息するギフチョウとカタクリ

# 加賀森林計画区の位置図



## 担当者職名及び氏名並びに樹立に従事した期間

森林管理課長	山崎	浩一
担当課長	五味	亮
課参事	金子	直太
主幹	榎場	英代
専門員	向瀬	信太郎
専門員	高橋	大輔
技師	木本	祥太

自 平成28年 4月 1日

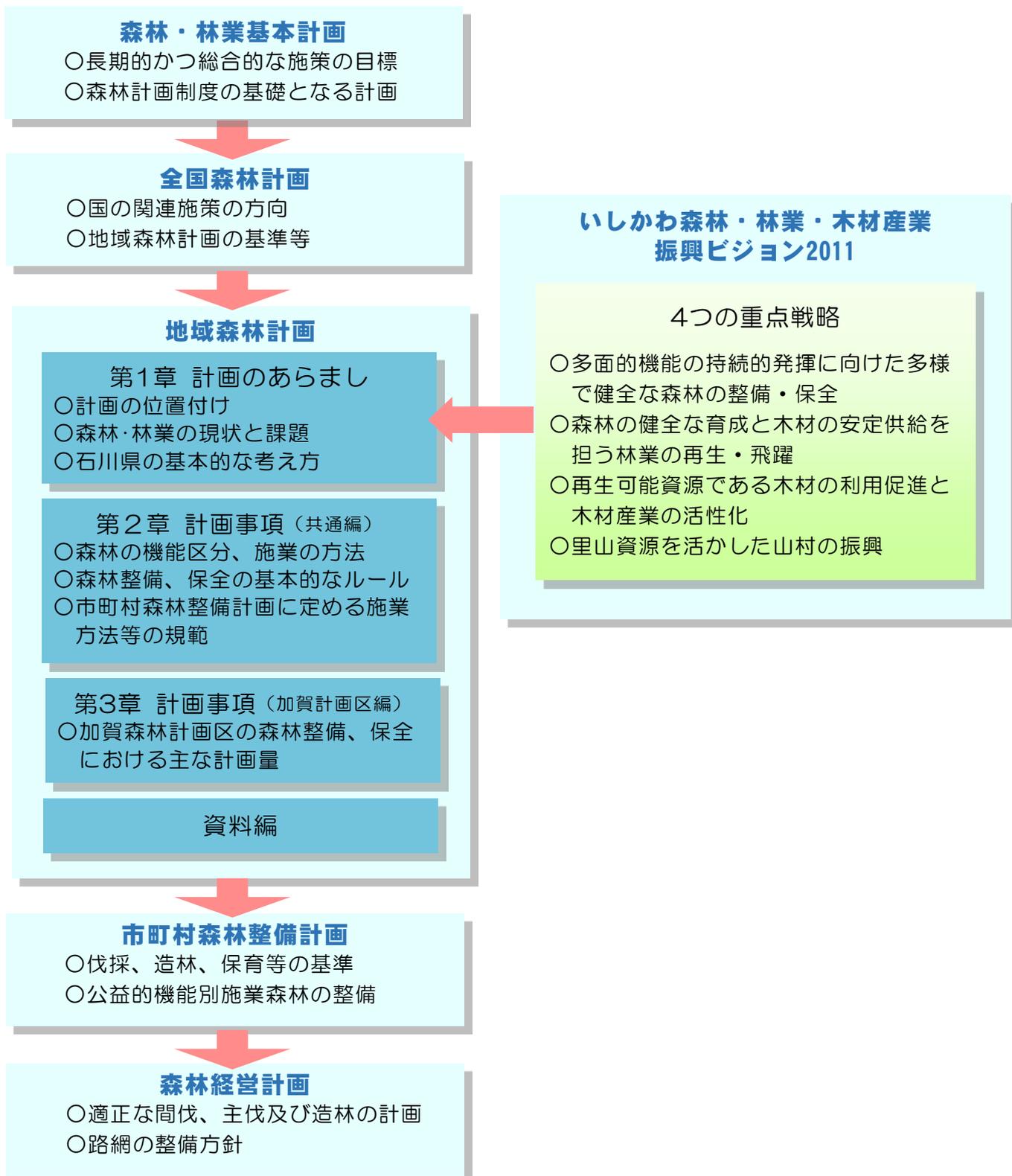
至 平成28年12月27日

# 第1章 計画のあらまし

## 第1. 地域森林計画の位置付け

地域森林計画は、森林法第5条の規定に基づき、森林計画区内の私有林の整備及び保全の方策について策定するもので、平成29年4月1日から令和9年3月31日までの10年間を計画期間としています。

また、近年の森林・林業・木材産業の情勢の変化を受けて、平成23年3月に「いしかわ森林・林業・木材産業振興ビジョン2011」を策定し、石川県の基本的な考え方として4つの重点戦略を位置づけています。



## 第2. 森林・林業の現状と課題

### 1 石川県の現状と課題

県土の約7割を占める森林は、木材生産のみならず、水源の涵養（かんよう）、県土の保全、緑とのふれあいの場の提供、さらには地球温暖化防止、生物多様性保全など様々な働きが県民から期待されています。しかしながら、木材を生産しながら森林を守り育ててきた林業は、採算性の低下など厳しい状況にあり、間伐などの手入れや管理がなされずに放置されたままの森林が増加するなど、県民生活の安全・安心に関わる森林の公益的機能の低下が懸念されています。

一方、木材の循環利用を通じて、適切な森林整備に寄与する木材産業については、品質の確かなものを安定的に供給することが求められています。

#### 課題1 成熟し、本格的な利用期を迎えつつある人工林

県内の人工林の約6割が収穫適期を迎え、木材資源が充実しつつある一方で、依然として手入れを必要とする森林が存在しています。また、不明な森林境界や森林所有者の高齢化等、集約化を進める上で多くの課題を抱えています。

#### 課題2 森林の保全による県土の保全の必要性

本県は、地質的に脆弱な地域が広く分布し、豪雨等により災害が発生しやすいことに加え、森林病害虫や冬季の風雪などにより荒廃した森林が増加していることから、県土の保全など、森林の公益的機能の維持・向上が求められています。

#### ■南加賀地域（小松市・加賀市・能美市）

- ・人工林面積は14.0千ha（人工林率32%）であり、県内の人工林の14%を占めている。
- ・大聖寺川等の主要河川の上流域には、水源涵養機能が高く、貴重な動植物が生息している森林が広く分布している。
- ・クロマツを主体とした加賀海岸保安林は、飛砂防備、防風の役割を果たしているが、松くい虫などにより、機能が一部低下している。
- ・素材生産量は24.3千m<sup>3</sup>であり、県内の19%を占めている。
- ・木材加工流通拠点が整備されているほか、CLT等の生産が可能な特徴ある木材加工施設の整備が進んでいる。

#### ■石川地域（白山市）

- ・白山を有し、国有林率、天然林率が高く、手取川上流域の水源林として重要であるほか、貴重な森林生態系を維持している森林が多い。
- ・民有林の約4割が保安林に指定され、水源涵養及び土砂流出防止のための森林整備及び治山事業が行われている。
- ・白山麓地域は全国有数の豪雪地帯であり、スギ等の人工林では根曲りが多いほか、ツキノワグマによるスギの皮剥ぎによる被害等も見られる。
- ・山村の過疎化、高齢化や不在村化に伴い、管理されない森林が多い。
- ・素材生産量は8.6千m<sup>3</sup>であり、県内の7%と少ない。

#### ■県央地域（金沢市・かほく市・津幡町・内灘町のうち金沢市）

- ・人工林面積は5.4千ha（人工林率27%）であり、県内の人工林の5%を占めている。
- ・人工林は小規模分散的であり、所有規模は零細である。
- ・素材生産量は9.4千m<sup>3</sup>と県内の7%に過ぎない一方、住宅着工戸数は5割を占めるなど、木材需要の大宗を占めている。

※数値はいずれも平成26年度のもの。

## 2 前期計画の実行結果と評価

前期地域森林計画（計画期間：平成24～令和3年度）の前年5か年（平成24～28年度）における計画量と対する実行結果※は次のとおりです。

### （1）伐採立木材積

主伐については、木材価格の低迷により森林所有者の収益が確保できず、伐採の同意取得が進んでいないこと等から、計画量の47%にとどまっています。

間伐については、林内路網の整備、高性能林業機械の導入等の取り組みや、いしかわ森林環境税による強度間伐を実施してきたところです。近年は間伐材の搬出に対して重点的に助成しており、施行地あたりの労務が増加したこと等により、間伐の総面積、総材積は計画量の63%にとどまっています。

単位 材積：千m<sup>3</sup> 実行歩合：%

主伐／間伐	計 画	実 行	実行歩合
主伐	209	98	47%
間伐	332	209	63%
計	541	307	57%

### （2）間伐面積

（1）のとおり、間伐の総面積の達成率は計画量の63%にとどまっています。

単位 面積：ha 実行歩合：%

計 画	実 行	実行歩合
5,552	3,478	63%

### （3）人工造林及び天然更新別面積

主伐が進んでいないことから、人工造林面積は計画の27%、また天然更新面積については同26%にとどまっています。

単位 面積：ha 実行歩合：%

人工造林			天然更新			合計		
計 画	実 行	実行歩合	計 画	実 行	実行歩合	計 画	実 行	実行歩合
524	143	27%	2,910	762	26%	3,434	905	26%

※平成28年度の実行結果は見込み。

#### (4) 林道の開設延長

林道の開設延長については、急傾斜地に対応した線形の決定が遅れたことから、計画を下回る実績となっています。

単位 開設：km

区分	開設延長		
	計画	実行	実行歩合
基幹路網 (林道・林業専用道)	48	35	73%

#### (5) 林道の拡張箇所

近年は限られた予算の範囲内で林道及び林業専用道の開設による林内路網密度の向上を優先していることから、林道の拡張については、低い実行率にとどまっています。

単位 改良：箇所 舗装：km

区分	計画	実行	実行歩合
改良（箇所数）	299	60	20%
舗装（延長）	20.9	0.4	2%

#### (6) 保安林の整備及び治山事業に関する計画

保安林の指定状況については、保健、風致の保存等のための保安林が100%、水源涵養のための保安林が93%、災害防備のための保安林が80%となっています。所有者の同意取得などに時間を要したため、計画量をやや下回る結果となりました。

また、治山事業の実績数量は計画どおりとなっています。

##### ア 保安林の種類別面積

単位 面積：ha 実行歩合：%

	計画	実行	実行歩合
総数（実面積）※	38,212	34,713	91%
水源涵養のための保安林	29,020	27,083	93%
災害防備のための保安林	7,250	5,766	80%
保健、風致の保存等のための保安林	12,870	12,870	100%

※総数欄は、二つ以上の目的を達成するために重複して指定される保安林があるため、内訳の合計に一致しない。

##### イ 治山事業の数量

単位 箇所 実行歩合：%

計画	実行	実行歩合
101	101	100%

### 第3. 計画樹立にあたっての石川県の基本的考え方

石川県では、平成23年3月に「いしかわ森林・林業・木材産業振興ビジョン2011」を策定し、森林・林業関係者やNPO、企業などの幅広い関係者の参加のもと、令和2年度の

(いしかわ森林・林業・木材産業振興ビジョン2011の重点戦略より)

## 2. 施策の概要



県産材供給量を 30 万 m<sup>3</sup>とすることを目標に、森林・林業・木材産業が抱える現下の課題解決に向けた、4 つの重点戦略を立案し、地域森林計画の樹立にあたっての石川県の基本的考え方としています。

重点的な対策の方向 (下線:最重点項目)	主な指標 (現状H21→目標H32)
<ul style="list-style-type: none"> <li>① <u>・経済林、環境林等の多様で健全な森林の育成</u> <ul style="list-style-type: none"> <li>・手入れが行き届かない森林の解消</li> <li>・里山林の利用保全の推進</li> </ul> </li> <li>② <u>・県民生活の安全・安心を確保する治山対策の推進</u> <ul style="list-style-type: none"> <li>・県民の生活環境を保全する海岸林の再生</li> <li>・森林病虫害や野生動物による森林被害の防止</li> </ul> </li> <li>③ <u>・企業や森林ボランティア等の県民で支える森づくり活動の推進</u></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 人工林(経済林・環境林)、天然林に応じた適正な施業の推進           <ul style="list-style-type: none"> <li>・10年間の間伐実施面積: 36千ha(H13~22)→40千ha(H23~32)</li> <li>・皆伐後の再造林面積:8ha→200ha(年間)</li> <li>・荒廃竹林の整備面積:48ha→100ha(年間)</li> </ul> </li> <li>② 抵抗性クロマツ植栽延べ面積:1ha→30ha</li> <li>③ 森づくりコーディネートセンター(仮称)の設置(H24)</li> </ul>
<p style="text-align: center;"><b>県産材供給量の倍増による林業の活性化</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>④ <u>・一体的かつ体系的な人材育成の推進</u> <ul style="list-style-type: none"> <li>・森林組合等の組織、資本、事業運営体制の充実・強化</li> </ul> </li> <li>⑤ <u>・森林施業の集約化(間伐などの集団化)の推進</u> <ul style="list-style-type: none"> <li>・高密度路網と高性能林業機械による林業生産性の向上</li> <li>・原木流通の合理化推進(原木の選別強化と直送体制の整備)</li> <li>・収益性の高い伐採・低コスト再造林システム</li> </ul> </li> </ul>	<p style="text-align: center;"><b>県産材供給量:130千m<sup>3</sup>→300千m<sup>3</sup>(2倍強)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>④ 安定供給に不可欠な人材の育成数           <ul style="list-style-type: none"> <li>林業就業者: 437人→900人</li> <li>森林施業プランナー: 5人→30人</li> <li>路網作設オペレーター: 0人→30人</li> <li>流通コーディネーター: 0人→9人</li> </ul> </li> <li>⑤ 高性能林業機械導入: 13セット→30セット           <ul style="list-style-type: none"> <li>・原木ストックポイントの整備: 2箇所→8箇所</li> </ul> </li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>⑥ <u>・製材・合板工場の加工能力の強化による原木需要量の拡大</u> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域内の木材加工業(製材・乾燥・集成材等)の連携による品質の確かな製品の効率的・安定的な供給の推進</li> <li>・木質バイオマス資源の有効利用</li> </ul> </li> <li>⑦ <u>・公共建築物等への県産材利用の促進</u> <ul style="list-style-type: none"> <li>・県産材使用住宅の促進による地材地建の推進</li> <li>・県民総参加の「木づかい運動」の推進</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>⑥ 原木需要量: 266(104)千m<sup>3</sup>→406(280)千m<sup>3</sup> <ul style="list-style-type: none"> <li>製材用: 84(53)千m<sup>3</sup>→150(124)千m<sup>3</sup></li> <li>合板用: 161(30)千m<sup>3</sup>→200(100)千m<sup>3</sup></li> <li>チップ用: 21(21)千m<sup>3</sup>→26( 26)千m<sup>3</sup></li> <li>バイオマス: 0(0)千m<sup>3</sup>→30( 30)千m<sup>3</sup></li> </ul> </li> <li style="text-align: right;">※ ( )は県産材</li> <li>・木材加工業の連携: 0→4グループ</li> <li>⑦ 県産材使用住宅メーカー数: 113社→230社</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>⑧ <u>・きのご類の生産販売体制の強化を通じたブランド化の推進</u> <ul style="list-style-type: none"> <li>・木竹炭の安定生産の推進と販路確保</li> </ul> </li> <li>⑨ <u>・山村の生活環境の整備並びに森林資源を活かした多様なビジネス機会の創出</u> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域資源を活用した山村と都市との交流促進</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>⑧ 生しいたけ生産量: 853t→1,000t           <ul style="list-style-type: none"> <li>・木炭生産量: 113t→130t</li> <li>・原木生産による広葉樹林整備: 3ha→40ha</li> </ul> </li> <li>⑨ 農山村ボランティア数: 200名→300名(H26)</li> </ul>

10年後の県産材供給量30万<sup>3</sup>mの実現

## 県産材供給目標の試算の考え方

### 森林施業体系のイメージ



齢級	1 齢級	3 齢級	5 齢級	8 齢級	10 齢級～	12 齢級
施業種	新植	除伐	第1回間伐	第2回間伐	小面積皆伐	第3回間伐

根元から梢端まで含めた全幹集材

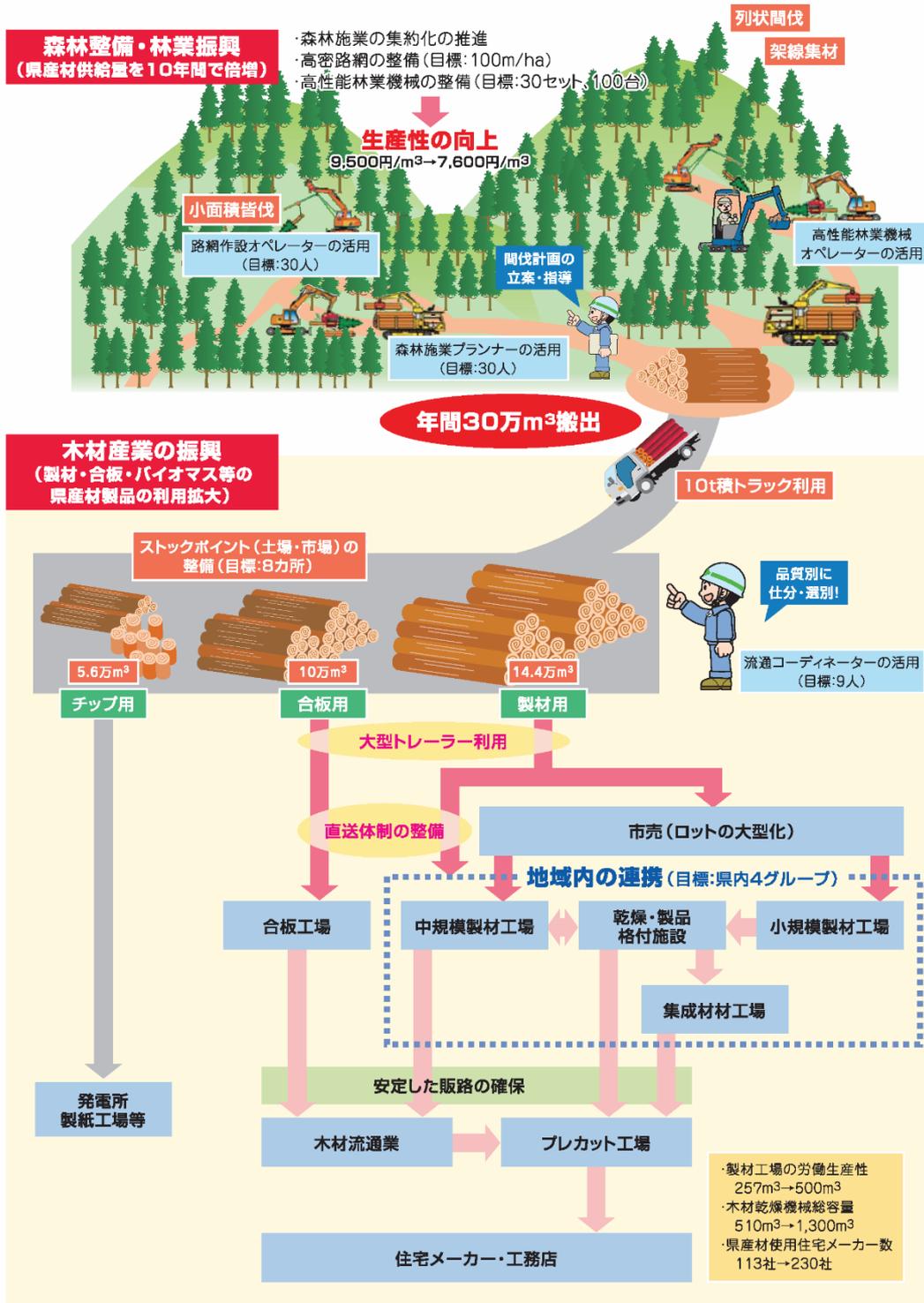
### 供給量 (林業生産)

利用間伐(経済林) 166,000m <sup>3</sup>			主伐	
第1回間伐 (297ha) 2,000m <sup>3</sup>	第2回間伐 (940ha) 37,000m <sup>3</sup>	第3回間伐 (1,475ha) 127,000m <sup>3</sup>	小面積皆伐 (200ha) 134,000m <sup>3</sup>	
<b>300,000m<sup>3</sup></b>				
規格別出材量				
末口径 10cm未満 根曲り部材 39,400m <sup>3</sup>	末口径 10cm以上 23,700m <sup>3</sup>	末口径 14cm以上 84,200m <sup>3</sup>	末口径 18cm以上 152,700m <sup>3</sup>	

### 需要量 (木材加工)

区分	県内需要				県外移出 製材用
	製材用	合板用	チップ・バイオマス用		
県内産材 (280千m <sup>3</sup> )	124千m <sup>3</sup> (内22千m <sup>3</sup> はラミナ用)	100千m <sup>3</sup>	製紙用 26千m <sup>3</sup>	エネルギー利用 30千m <sup>3</sup>	県外移出 20千m <sup>3</sup>
県外産材 (126千m <sup>3</sup> )	26千m <sup>3</sup>	100千m <sup>3</sup>	0m <sup>3</sup>	0m <sup>3</sup>	
合計 (406千m <sup>3</sup> )	150千m <sup>3</sup>	200千m <sup>3</sup>	26千m <sup>3</sup>	30千m <sup>3</sup>	

# 望ましい生産・流通・加工のイメージ



## 第4. 加賀森林計画区における方針

「いしかわ森林・林業・木材産業振興ビジョン2011」の方針を踏まえ、水源の涵養や災害の防止、生物多様性の保全等、森林の有する多面的機能の発揮を重点課題とし森林の整備・保全を進めます。特に加賀森林計画区においては、天然林率が高いことから、自然環境の保全に配慮することとします。

また、施業の集約化と路網整備による利用間伐の推進、未利用木質バイオマスの利活用等の取り組みに加えて、主伐から育林に要するコストの低減等により主伐・再造林による資源の循環を確実なものとする事で、原木の安定供給体制を構築できるよう努めることとします。

### 主伐・再造林の推進に向けて

主伐後の再造林を確実に実施していくために、県では、伐採・再造林コストを低減し収益を増やすための施策を総合的に進めることとしています。コンテナ苗の植栽や、伐採・地ごしらえ・苗木運搬・植栽を林業機械により一度に行う作業システムの確立に加え、ドローンを活用した森林資源量の計測など、ものづくり企業と連携したICT技術の応用等で作業の低コスト化の取組を進めています。

また人工林の主伐により、山地に多様な環境を作り出すことは、生物多様性保全に貢献する面もあります。県鳥にも指定されているイヌワシは森林生態系の頂点に位置する捕食者であり、主伐により開けた林地が増えることで、ノウサギ等の獲物を採餌する環境を作り出し、イヌワシの保全に貢献するものと報告されています。



集材用林業機械による地ごしらえ



植穴掘機を用いたコンテナ苗の植栽



ドローンによる森林資源量の計測



県鳥イヌワシ  
(提供：石川県白山自然保護センター)

## 第2章 計画事項（共通編）

### 第1. 森林の整備及び保全に関する基本的な事項

#### 1 森林の整備及び保全の基本的な考え方

森林の整備及び保全に当たっては、森林の有する多面的機能を総合的かつ高度に発揮させるため、生物多様性の保全、地球温暖化の防止に果たす役割や近年の地球温暖化に伴い懸念される集中豪雨の増加等の自然環境の変化、また急速な少子高齢化と人口減少等の社会的情勢の変化を考慮し、市町村森林整備計画で定めるゾーニングに応じて、適正な森林施業の面的な実施や森林の保全を図る。

具体的には、森林の諸機能が発揮される場である「流域」を基本単位として、それぞれの森林について、森林資源の状況や地域の自然条件、社会的要請等を総合的に勘案の上、期待される機能を次の7種類に区分し、各機能に応じた森林の適切な施業を実施する<sup>1</sup>。

森林の有する機能 <sup>2</sup>	森林の望ましい姿	具体的な施業
水源涵養機能 <sup>かん</sup>	<ul style="list-style-type: none"> <li>下層植生とともに樹木の根が発達することにより、水を蓄えるすき間に富んだ浸透、保水能力の高い森林土壌を有する森林</li> <li>必要に応じて浸透を促進する施設等が整備されている森林</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>適切な保育・間伐の促進</li> <li>手入れ不足人工林の針広混交林化</li> <li>伐採に伴う裸地面積の縮小及び分散</li> <li>保安林の指定及び適切な管理</li> </ul>
山地災害防止機能／ 土壌保全機能	<ul style="list-style-type: none"> <li>下層植生が生育するための空間が確保され適度な光が射し込み、下層植生とともに樹木の根が深く広く発達し土壌を保持する能力に優れた森林</li> <li>必要に応じて山地災害を防ぐ施設が整備されている森林</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>適切な保育・間伐の促進</li> <li>手入れ不足人工林の針広混交林化</li> <li>伐採に伴う裸地面積の縮小・分散</li> <li>保安林の指定及び適切な管理</li> <li>溪岸の浸食防止や山脚の固定等に必要なる谷止や土留等の施設の設置</li> </ul>
快適環境形成機能	<ul style="list-style-type: none"> <li>樹高が高く枝葉が多く茂っている等遮へい能力が高く、騒音や風等の諸被害に対する抵抗性が高い森林</li> <li>汚染物質の吸着能力が高く、かつ、抵抗性があり、葉量の多い樹種によって構成されている森林</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>森林の構成を維持し、樹種の多様性を増進</li> <li>保護及び適切な利用の組み合わせに留意した、適切な保育・間伐等</li> <li>生活環境の保全のための保安林の指定及び適切な管理</li> <li>防風・防潮や景観の創出</li> </ul>
保健・レクリエーション機能	<ul style="list-style-type: none"> <li>観光的に魅力ある高原、渓谷等の自然景観や植物群落を有する森林</li> <li>キャンプ場や森林公園等の施設を伴う森林</li> <li>国民の保健・教育的利用等に適した森林</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>森林の構成を維持し、樹種の多様性を増進</li> <li>保健のための保安林の指定及び適切な管理</li> <li>自然条件や県民のニーズ等に応じ広葉樹の導入を図る等の多様な森林整備</li> </ul>
文化機能	<ul style="list-style-type: none"> <li>潤いある自然景観や歴史的風致を構成する森林</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>美的景観の維持・形成に配慮した森林整備を推進</li> <li>風致のための保安林の指定及び適切な管理</li> </ul>

<sup>1</sup> 森林の有する多面的機能については、地形条件、気象条件及び森林の種類等により発揮される効果は異なり、また、洪水や濁水を防ぐ役割については、人為的に制御できないため、期待される時に必ずしも常に効果が発揮されるものではないことに留意する必要がある。

<sup>2</sup> これらの機能以外に森林の有する多面的機能として地球環境保全機能があるが、これについては二酸化炭素の固定、蒸散発散作用等の森林の働きが保たれることによって発揮される属地性のない機能であることに留意する必要がある。

<p>生物多様性保全機能</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>森林生態系の不確実性を踏まえた順応的管理の考え方に基づき、時間軸を通して適度な攪乱により常に変化しながらも、一定の広がりにおいてその土地固有の自然条件等に適した様々な生育段階や樹種から構成される森林がバランス良く配置されている森林</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>森林の構成を維持し、樹種の多様性を増進</li> <li>保護及び適切な利用の組み合わせに留意した、適切な保育・間伐等</li> <li>生態系として重要な森林の適正な保全</li> <li>手入れ不足人工林の針広混交林化</li> <li>野生動植物のための回廊の確保</li> </ul>
<p>木材等生産機能</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>県民生活に不可欠であり、再生可能資源として重要性が高まりつつある木材等林産物を、持続的安定的かつ効率的に供給する森林</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>森林の健全性を確保</li> <li>木材需要に応じた樹種、径級の林木を生育させるための適切な造林、保育及び間伐の実施</li> <li>施業の集約化、路網整備の促進及び機械化を通じた効率的な木材生産体制の整備</li> </ul>

## 2 森林の整備及び保全の目標

森林の整備及び保全の推進に当たっては、1に定める「森林の整備及び保全の基本的な考え方」や、第1章第4「加賀森林計画区における方針」を踏まえ、特に以下の事項に留意して、計画的に推進することとする。

- 水源の涵養<sup>かん</sup>や山地災害の防止、生物多様性の保全等、森林の多面的機能の維持増進のために必要な間伐等の実施、適確な更新の確保、治山対策の推進を図る。
- ブナ林、溪畔林、照葉樹林等の自然植生の保存に努める。
- 自然条件等に応じた針広混交林化や複層林化の推進により多様で健全な森林への誘導を図る。
- 手入れが行き届かない人工林の解消に努める。
- 里山林の利用保全を推進する。
- 県民の生活環境を保全する海岸林の再生を推進する。
- 森林病害虫や野生動物による森林被害の防止を図る。
- 木材等生産機能を期待する森林における施業集約化、路網整備の推進、計画的な利用間伐に加えて、主伐と植栽による確実な更新を推進する。

また、森林の諸機能発揮に向けた森林の誘導の考え方については、育成のための人為<sup>3</sup>の程度、単層・複層という森林の階層構造に着目し、次の3つに分類して示す。

森林	施業の方針	実施すべき伐採及び更新の方法
育成単層林	保育・間伐の積極的な推進、広葉樹林化、針広混交林化	森林を構成する林木を皆伐により伐採し、単一の樹冠層を構成する森林として人為により成立させ維持する施業
育成複層林	人為と天然力を適切に組み合わせた計画的かつ多様性に富む整備	森林を構成する林木を択伐 <sup>4</sup> 等により部分的に伐採し、一定の範囲又は同一空間において複数の樹冠層 <sup>5</sup> を構成する森林として人為により成立させ維持する施業
天然生林	天然力を活かした的確な保全及び管理	主として天然力を活用 <sup>6</sup> することにより成立させ維持する施業（天然生林施業）。この施業には、国土の保全、自然環境の保全、種の保全等のための禁伐等を含む。

<sup>3</sup>「人為」とは、植栽、更新補助（天然下種更新のための地表のかきおこし、刈払い等）、芽かき、下刈、除伐、間伐等の保育等の作業を総称したものの。

<sup>4</sup>「択伐」とは、主伐のうち、伐採区域の森林を構成する立木の一部を伐採する方法であって、単木・帯状又は樹群を単位として、伐採区域全体ではおおむね均等な割合で行うもの。

<sup>5</sup>「複数の樹冠層」は、林齢や樹種の違いから林木の高さが異なることにより生ずるもの。

<sup>6</sup>「主として天然力を活用」は、自然に散布された種子が発芽して生育することを主体とするもの。

これらの森林の誘導について、計画期間において到達、保持すべき森林資源の状態の計画量を第3章第2（3-1ページ）のとおり定める。

### 3 その他の事項

前項の目標を達成するための方策として、1に示す各機能に応じた施業のほか、以下の取り組みを実施する。

#### ア 森林の保護・保全に関する施策

保安林制度の適切な運用、山地災害等の防止対策等森林の保護・保全対策等を推進する。

#### イ 樹種・品種の転換に関する施策

造林樹種として少花粉スギ・無花粉スギやカラマツへの転換等、樹種・品種の転換に関する施策を推進する。

#### ウ 林道等路網の整備

林道は、効率的な森林施業、森林の適正な管理経営に欠くことのできない施設であり、農山村地域の振興にも資することから、計画的に整備を進め、路網と高性能林業機械を組み合わせた低コストで効率的な作業システムの普及及び定着を図るとともに、施業の集約化に努める。

#### エ 森林情報及び施業情報の把握

森林施業の実施状況を的確に把握するための森林資源のモニタリングの適切な実施や、森林GISの効果的な活用を図る。

## 第2. 森林の整備に関する事項

### 1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く）

森林所有者等の行う森林施業の規範となる市町村森林整備計画の策定に当たっては、次の事項を指針として、市町内の気候、地形、土壌等の自然条件、森林資源の構成、森林に対する社会的要請、施業方法の規制の有無、木材需要等を勘案して計画事項を定める。

なお、伐採にあたっては、伐採後の適確な更新を確保するため、あらかじめ適切な方法を定め、その方法を勘案して行うこととする。特に、伐採後の更新が天然更新により行われる場合には、天然稚樹の生育状況、母樹の保存、種子の結実等に配慮することとする。

#### (1) 主伐に関する指針

##### ア 育成単層林施業（皆伐）

- 適した施業地・・・傾斜が急なところ、風害、雪害等の気象害の恐れがあるところは避け、確実に林地の更新が図られるところについて行う。特に、人工造林を実施する箇所又は気候等の自然条件からみて森林の造材が確実である箇所について行う。
- 伐採面積・・・・・・林地の保全及び公益的機能を考慮して、1箇所あたりの伐採面積を適切な規模とするとともに、伐採箇所についても努めて分散を図ることとする。また、林地の保全、落石等の防止、風害、雪害等の各種被害の防止及び風致の維持等のため必要がある場合には、所要の保護樹帯を設置する。
- 天然更新・・・・・・アカマツ等の森林であって、天然下種更新が確実な林分及びコナラ、クヌギ等の森林であって、ぼう芽による更新が確実な林分を対象とする。また、1箇所あたりの伐採面積及び伐採箇所は人工造林の場合に準ずるが、天然下種更新の場合には、更新を確保するため伐区の形状、母樹の保存等について配慮し、ぼう芽更新の場合は、優良なぼう芽を発生させるために10～3月の間に伐採する。
- 主伐の時期・・・・・・地域の森林構成等を踏まえ、公益的機能の発揮との調和に配慮し、木材等資源の効率的な循環・利用を考慮して、多様化及び長期化を図ることとし、多様な木材需要に対応した林齢で伐採する。

##### イ 育成複層林施業

- 適した施業地・・・・気候等の自然条件、林業技術体系等からみて、人為と天然力の適切な組み合わせにより複数の樹冠層を構成する森林として成立し、森林の諸機能の維持増進が図られるところについて行う。
- 立木の伐採・・・・伐採にあたっては一定の立木材積を維持するものとし、特に択伐による場合は、材積にかかる伐採率を30%以下（伐採後の造林が植栽による場合にあっては、40%以下）に抑えるようにする。
- 混交林への誘導・・・・特に手入れ不足人工林の公益的機能を確保する目的で育成複層林施業を実施する場合には、下層木の植栽・育成等の障害となる林木等に対して、本数率で40%以上を目安とし伐採を行い、針広混交林に誘導する。

## ウ 天然生林

適した施業地・・・気候等の自然条件、林業技術体系等からみて、主として天然力を活用することにより適確な更新及び森林の諸機能の維持増進が図られるところについて行う。

立木の伐採・・・「育成単層林施業」及び「育成複層林施業」に準ずる。

その他の事項・・・国土の保全、自然環境の保全、種の保存のために禁伐その他の施業を行う必要がある森林については、その目的に応じて適切な施業を行う。

### (2) 立木の標準伐期齢<sup>7</sup>に関する指針

標準伐期齢は、市町内の主要樹種毎に下表に示す林齢を基礎として、平均成長量が最大となる林齢を基準に、森林の有する公益的機能、既往の平均伐採齢及び森林の構成を勘案して市町村森林整備計画で定める。

#### 針葉樹の基準

樹種	スギ	ヒノキ	マツ	カラマツ	アテ	モミ	その他針葉樹
標準伐期齢	45	50	40	40	50	50	50

#### 広葉樹の基準

樹種	用材林の広葉樹	薪炭・キノコ原木林等の広葉樹
標準伐期齢	65	15~25

## 2 造林に関する事項

森林所有者等の行う森林施業の規範となる市町村森林整備計画の策定に当たっては、次の事項を指針として、市町内の気候、地形、土壌等の自然条件、森林資源の構成、森林に対する社会的要請、施業方法の規制の有無、木材需要等を勘案して計画事項を定める。

### (1) 人工造林に関する指針

人工造林については、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林や公益的機能の発揮の必要性から植栽を行うことが適当である森林のほか、木材等生産機能の発揮が期待され、将来にわたり育成単層林として維持する森林において行うこととする。

また再造林の低コスト化を推進するため、コンテナ苗の活用や伐採と造林の一貫作業システムの導入に努めることとする。

加えて、花粉の少ない森林への転換を図るため、花粉症対策に資する苗木の植栽、針広混交林への誘導に努めることとする。

### ア 造林樹種に関する指針

造林樹種は適地適木を旨として、森林の自然条件、地域における造林樹種の需給動向及び木材の利用状況等を勘案して定めるものとする。

<sup>7</sup>標準伐期齢は、地域の標準的な主伐の林齢として定められるものであり、標準伐期齢に達した時点での森林の伐採を義務づけるものではないことに注意。

なお、人工造林の対象樹種はスギ、ヒノキ、アテ、カラマツ、モミ、マツ、キリ、クヌギ、コナラ、ウルシ、ケヤキ、キハダを主体に定めるものとする。

## イ 人工造林の標準的な方法に関する指針

### (ア) 人工林の植栽本数

植栽本数は、主要樹種について、下表の植栽本数を基礎として、自然条件とそれぞれの樹種の特質、既往の施業体系、施業技術の動向等を勘案し、健全な森林の成立が見込まれる範囲の本数を仕立て方法別に定める。

単位 本/ha

樹種	仕立て方法	植栽本数
スギ/ ヒノキ	密仕立て	3,000
	中仕立て	2,500
	疎仕立て	1,500~2,000
アテ	密仕立て	2,500
	中仕立て	2,000
	疎仕立て	1,500
マツ*		2,300~3,500
コナラ/ クヌギ		2,000~5,000
ケヤキ		3,000~6,000

※マツは、海岸林以外での植栽本数を示している。

### (イ) 造林の標準的な方法

#### ① 地拵え

伐採木及び枝条等が植栽や保育作業の支障とならないように整理することや、林地の保全に配慮する。

#### ② 植栽

気候、その他自然条件、既往の根付け方法等を勘案して根付け方法を定めるとともに、適期に根付けること。また、コンテナ苗の活用や伐採との一貫作業システムによる植栽の導入に努めることとする。

## ウ 伐採跡地の人工造林をすべき期間の指針

森林の公益的機能の維持及び早期回復を確実にするために、人工造林を伴うものにおいては、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して2年以内に更新する。また、択伐による伐採に係るものについては、伐採による森林の公益的機能への影響を考慮し、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して5年以内に更新を図るものとする。

### (2) 天然更新<sup>8</sup>に関する指針

天然更新は、気候、地形、土壌等の自然条件及び林業技術体系からみて、主として天然力の活用により適確な更新が図られる森林において行うものとする。

<sup>8</sup>天然更新には、主に実生（種子から発芽した稚樹）による更新を期待する天然下種更新と主に根株からの更新を期待するぼう芽更新とがある。

#### ア 天然更新の対象樹種に関する指針

天然更新の対象樹種については、次の表に沿って、市町村森林整備計画で定めることとする。

天然更新の対象樹種	ナラ類、ブナ、カシ類、クリ、ケヤキ、エノキ、トチノキ、カツラ、ホオノキ、ミズキ、ハリギリ、シデ類、カンバ類、サクラ類、クルミ類、カエデ類、タブノキ、モチノキ、スギ、ヒノキ類、マツ類、モミ類など高木性の樹種を基本とする。  ただし、ヤナギ類、ハンノキ類、ヤシャブシ類、ウルシ、ハゼノキ、アカメガシワ、カラスザンショウなどの先駆性樹種も含めた幅広い樹種を対象とする。
うち、ぼう芽による更新が可能な樹種 <sup>9</sup>	ナラ類、ブナ、カシ類、クリ、ケヤキ、エノキ、カツラ、ホオノキ、シデ類、サクラ類、カエデ類、ヤナギ類、ハンノキ類、ヤシャブシ類、ウルシなど

#### イ 天然更新の標準的な方法に関する指針

樹種に応じて不用木の除去、地がき（天然下種更新）、ぼう芽整理（ぼう芽更新）等の更新補助作業を行い、発生した稚樹の生育を促進するための刈り出しを行うほか、更新の不十分な箇所には植込みを行うこと。

また、更新完了の成否は県が定める天然更新完了基準（附属資料参照）により判断し、更新が完了しない場合には、上記手法等により確実な更新を図るものとする。

#### ウ 伐採跡地の天然更新をすべき期間に関する指針

森林の有する公益的機能の維持及び早期回復を旨として、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して5年を超えない期間を定める。

#### (3) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する指針

市町村森林整備計画において、主伐後に人工造林を行わなければならない区域として設定するものとする。設定にあたっては、ぼう芽更新に適した立木や天然下種更新に必要な母樹の分布状況、天然更新に必要な更新樹種の立木の生育状況、林床や地表の状況、病害虫及び鳥獣害の発生状況、周辺の森林における主伐後の天然更新の状況等を勘案して、天然更新が期待できない森林を対象とする。

### 3 間伐及び保育に関する事項

森林所有者等の行う森林施業の規範となる市町村森林整備計画の策定にあたっては、次の事項を指針として、森林資源の構成、森林に対する社会的要請、間伐、保育の実施状況等を勘案して計画事項を定める。

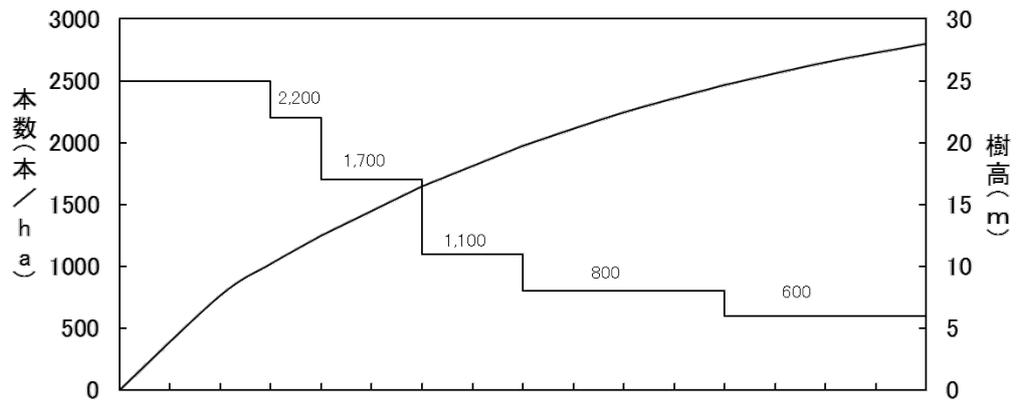
#### (1) 間伐及び保育に関する基本的事項

##### ア 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法に関する指針

森林の立木の生育の促進並びに林分の健全化及び利活用の向上を図るため、次の図表に示す内容を基礎とし、既往における間伐の方法を勘案して、林木の競合状態等に応じた間伐の開始時期、繰り返し期間、間伐率、間伐木の選定方法、その他必要な事項を定める。

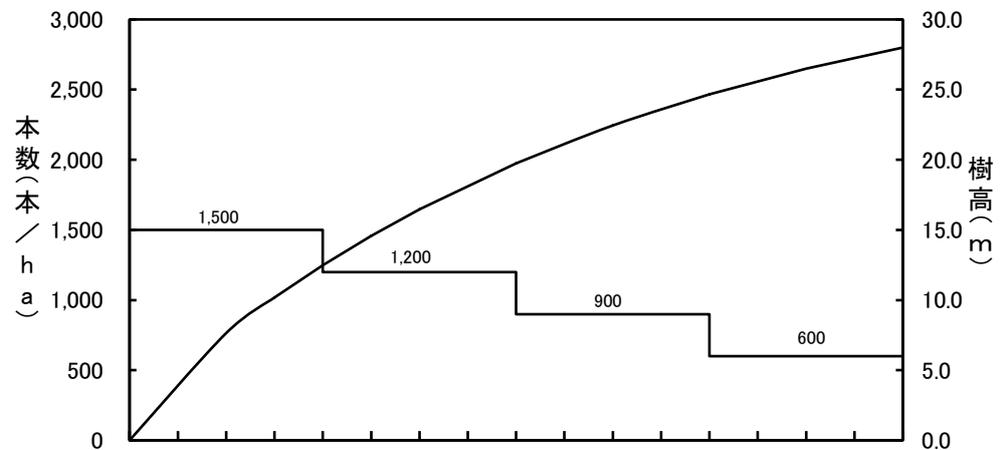
<sup>9</sup>ただし、高齢林はぼう芽力が弱まることに留意する必要がある。

スギ80年伐期施業（大径材生産、2,500本/ha植栽の例<sup>10</sup>）



見込み	林齢	0	10	20	30	40	50	60	70	80	
	樹高(m)	0	8	13	17	20	22	25	27	28	
	胸高直径(cm)	0	11	16	20	25	30	31	36	37	
	材積 (m <sup>3</sup> /ha)		116	212	300	462	553	622	750	763	853
除間伐基準	除間伐年			15	20	30	40		60		
	間伐本数(本)			300	500	600	300		200		
	間伐率(%)			12	23	35	27		25		
間伐木の選定方法 <sup>11</sup>											

スギ再造林低コスト施業のモデル（1,500本/ha植栽の例<sup>10</sup>）

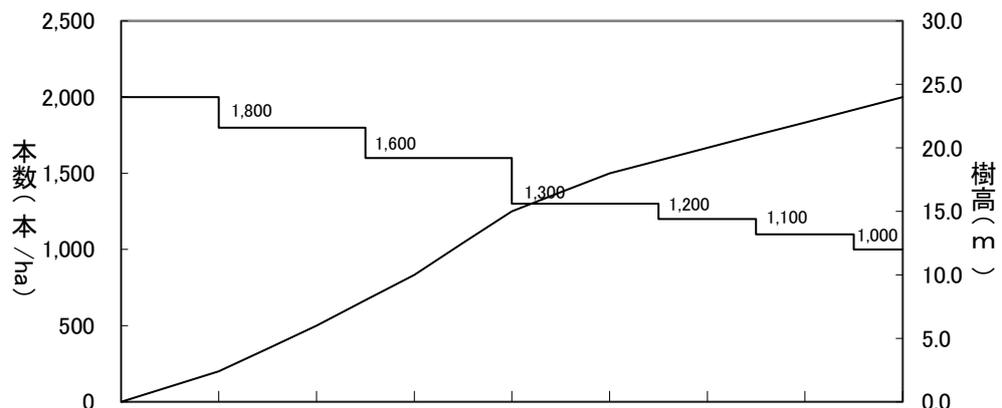


見込み	林齢	0	10	20	30	40	50	60	70	80
	樹高(m)	0	8	13	17	20	22	25	27	28
	胸高直径(cm)	0	13	18	22	24	29	30	36	37
	材積 (m <sup>3</sup> /ha)		85	252	400	573	654	786	763	853
除間伐基準	除間伐年			20		40		60		
	間伐本数(本)			300		300		300		
	間伐率(%)			20		25		33		
間伐木の選定方法 <sup>11</sup>										

<sup>10</sup> いしかわ森林・林業・木材産業振興ビジョン 2011 を参照。

<sup>11</sup> 間伐木の選定方法は、不良木の除去と林木の適正配置により森林全体としての健全な育成をはかることを基本とし、同時に間伐木の利用に配慮して選定する。

アテ80年伐期施業（柱材生産、2,000本/ha植栽の例<sup>12</sup>）



見込み	林齢	0	10	20	30	40	50	60	70	80
	樹高(m)	0	2	6	10	15	18	20	22	24
	胸高直径(cm)	0	3	8	12	20	23	26	28	30
	材積 (m <sup>3</sup> /ha)	0	-	-	-	299	455	564	674	720
除間伐基準	除間伐年		15	25	40	55				
	間伐本数(本)		300	500	300	200				
	間伐率(%)		12	23	27	25				
間伐木の選定方法 <sup>11</sup>										

イ 保育の標準的な方法に関する指針

森林の立木の生育の促進及び林分の健全化を図るため、下表に示す内容を基礎とし、既往における保育の方法を勘案して、時期、回数、作業方法その他必要な事項を定める。

作業種	林齢 樹種	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17以上	摘要
		補植	全樹種																
倒木おこし	スギ/ヒノキ																		現地の積雪深等必要に応じて実施する。
	アテ																		
保残木処理	アテ																		
下刈	全樹種																		適宜短縮する。
つる切/除伐	スギ/ヒノキ																		
	アテ																		
枝打ち	スギ																		1回目：10年生前後（樹高5m程度） 2回目：25年生前後（樹高9m程度） 3回目：30年生前後（樹高15m程度）
	ヒノキ/アテ																		1回目：12年生前後（樹高4m程度） 2回目：25年生前後（樹高9m程度） 3回目：35年生前後（樹高13m程度）

(2) 間伐及び保育の低コスト化に関する事項

ア 下刈りについては、苗木の生育や下草の繁茂の状況に応じて、適宜前項（1）イの規準よりも期間を短縮するほか、隔年で実施するなど、低コスト化に努めるものとする。

イ 枝打ちについても、生産目標に応じて、適宜前項（1）イの規準よりも回数を減ずること

<sup>12</sup> 石川県アテ林分密度管理図（石川県）を参照。

ができる。

(3) その他間伐及び保育に関する必要な事項

ア 保育、間伐等により人為を加えることによって複数の樹冠層を構成する森林へ誘導することが可能である次の場合は積極的に育成複層林施業を導入するよう留意することとする。

(ア) 人工林（育成単層林）内に既に天然木が生育しており、間伐、保育等により天然木の占める割合（材積歩合又は面積歩合）が25%以上占め、複数の樹冠層を構成する森林として成林できる場合。

(イ) 天然林（天然生林）において既に更新樹が生育しており、保育、間伐等により複数の樹冠層を構成する森林として成林できる場合。

イ 除伐、間伐にあつては、目的外樹種であっても、その生育状況、公益的機能の発揮及び将来の利用価値を勘案して、有用なものは保存し育成すること。

ウ 間伐の基準は、材積に係る伐採率が35%以下であり、かつ、伐採年度の翌年度の初日から起算しておおむね5年後においてその森林の樹冠疎密度が10分の8以上に回復することが確実であると認められる範囲内で行うものとする。

この範囲において、立木の過密状況が著しい人工林において、公益的機能を維持するための間伐を実施する場合には、本数間伐率30%以上の間伐を行うものとする。

エ 市町内の間伐または保育が実施されていない森林であつて、周辺環境を著しく悪化させる事態等の発生を防止するためにこれらを実施する必要があるものについては、災害等防止措置命令を発出するほか、必要な措置を講ずる。

#### 4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

公益的機能別施業森林は、第1の1に定める森林の有する機能のうち、「水源涵養機能<sup>かん</sup>」、「山地災害防止機能／土壤保全機能」、「快適環境形成機能」、「保健・レクリエーション機能」、「文化機能」、「生物多様性保全機能」の別に応じて当該公益的機能の維持増進を特に図るための森林施業を推進すべき森林である。

また「木材生産機能維持増進森林」は、第1の1に定める森林の有する機能のうち、木材等生産機能の維持増進を特に図るための森林施業を推進すべき森林である。

公益的機能別施業森林及び木材等生産機能の維持増進森林の区域は、重複を認めるものとし、公益的機能の発揮に支障が生じないように、施業方法を定める。

(1) 公益的機能別施業森林の区域の基準及び当該区域内における施業の方法に関する指針

ア 区域の設定の基準に関する指針

市町村森林整備計画の策定に当たっては、森林の所在、森林の自然条件、林道等の整備状況、既往の施業体系、森林の有する諸機能に対する地域の要請等の自然的社会的経済的諸条件を総合的に勘案し、森林所有者が受認し得る範囲内で、これらの公益的機能の維持増進を図るための森林施業を積極的かつ計画的に実施することが必要かつ適切と見込まれる森林の区域について次表の事項を指針として設定する。

種 類	区域設定の基本指針
<p>水源涵養機能 維持増進森林</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・主要河川の上流や、ダム、ため池の周辺に位置する森林</li> <li>・森林の機能の評価区分のうち、水源涵養機能が高である森林及びその周辺の森林</li> <li>・水源かん養保安林及びその周辺の森林 等</li> </ul>
<p>山地災害防止／ 土壌保全機能 維持増進森林</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地すべりや土砂流出の危険性が高い荒廃地等の森林</li> <li>・森林の機能の評価区分のうち、山地災害防止機能が高である森林及びその周辺の森林</li> <li>・土砂流出防止保安林、土砂崩壊防備保安林及びその周辺の森林</li> <li>・地すべり防止地区、砂防指定地、急傾斜地崩壊危険区域及びその周辺の森林</li> <li>・山地災害危険地区（なだれ除く）及びその周辺の森林 等</li> </ul>
<p>快適環境形成機能 維持増進森林</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・都市近郊にあって地域住民の生活に密接な関わりを持つ森林</li> <li>・海岸または道路の周辺にあって、風雪や飛砂、騒音や粉じん等の影響を緩和している森林</li> <li>・森林の機能の評価区分のうち、生活環境保全機能が高である森林及びその周辺の森林</li> <li>・防風、防霧、潮害防備保安林及びその周辺の森林</li> <li>・なだれ防止保安林、なだれ危険地区及びその周辺の森林 等</li> </ul>
<p>保健文化機能 維持増進森林</p>	<p>(保健・レクリエーション機能)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・観光的に魅力ある高原、渓谷等の自然景観や植物群落を有する森林</li> <li>・キャンプ場や森林公園等の施設を伴う森林</li> <li>・学習や林業体験等の教育的利用の場として利用されている森林</li> <li>・森林の機能の評価区分の保健文化機能が高であり、保健・レクリエーション機能を重視した森林及びその周辺の森林 等</li> </ul> <p>(文化機能)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・史跡、名勝等の所在する森林や、これらと一体となり優れた自然景観等を形成する森林</li> <li>・森林の機能の評価区分の保健文化機能が高であり、文化機能を重視した森林及びその周辺の森林</li> <li>・風致保安林 等</li> </ul> <p>(生物多様性保全機能)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息する森林</li> <li>・陸域・水域にまたがり特有の生物が生育・生息する溪畔林</li> <li>・野生生物のための回廊（移動経路）として機能している森林 等</li> </ul>

イ 施業の方法に関する指針

公益的機能別施業森林の区域内においては、当該機能の維持増進を図るため、下表の基準に従った施業方法を推進することとする。

維持増進を図る機能の種類	推進する施業方法	左の施業方法における伐採方法の基準
水源涵養機能 維持増進森林	伐期の延長	<ul style="list-style-type: none"> <li>標準伐期齢に10年を加えた林齢に達するまでは主伐を行わないこと</li> <li>伐採後の更新未完了の区域が連続して20haを超えないこと</li> </ul>
その他の公益的機能別施業森林	長伐期施業	<ul style="list-style-type: none"> <li>標準伐期齢のおおむね2倍の林齢に達するまでは主伐を行わないこと</li> <li>伐採後の更新未完了の区域が連続して20haを超えないこと</li> </ul>
	択伐以外の方法による複層林施業	<ul style="list-style-type: none"> <li>標準伐期齢における立木材積の1/2以上の立木材積を常に維持すること</li> <li>伐採率が70%以下であること</li> </ul>
	択伐による複層林施業	<ul style="list-style-type: none"> <li>標準伐期齢における立木材積の7/10以上の立木材積を常に維持すること</li> <li>伐採後の更新を天然更新による場合は、伐採率が30%以下であること</li> <li>伐採後の更新を人工造林による場合は、伐採率が40%以下であること</li> </ul>
(保健・レクリエーション機能、文化機能のみ)	特定広葉樹育成施業	<ul style="list-style-type: none"> <li>特定広葉樹の標準伐期齢における立木材積が確保されること</li> <li>それ以外の樹種の成長量を標準伐期齢に達した時の立木材積の1/2を超えた材積に感じて補正した材積以上</li> </ul>

水源涵養機能維持増進森林は、次表のいずれかに該当する森林であり、伐期の延長とともに伐採面積の規模を縮小する施策を推進する。

水源涵養機能 維持増進森林	<p>(ア) 地形について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>a 標高の高い地域</li> <li>b 傾斜が急峻な地域</li> <li>c 谷密度の大きい地域</li> <li>d 起伏量の大きい地域</li> <li>e 溪床又は河床勾配の急な地域</li> <li>f 掌状型集水区域</li> </ul> <p>(イ) 気象について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>a 年平均又は季節的降水量の多い地域</li> <li>b 短時間に強い雨の降る頻度が高い地域</li> </ul> <p>(ウ) その他</p> <p>大面積の伐採が行われがちな地域</p>
------------------	---

山地災害防止／土壌保全機能維持増進森林、快適環境形成機能維持増進森林又は保健文化機能維持増進森林において、人家、農地、森林の土地又は道路その他の施設の保全、生活環境の保全及び形成、又は自然環境の保全及び形成並びに保健・教育・文化的利用のため、次表に示す条件のいずれかに該当する森林の場合は、複層林施業を推進することとする。このうち、特に当該公益的機能の発揮が強く求められる森林については択伐による複層林施業を推進することとする。なお、適切な伐区の形状・配置により伐採後の林分においても当該公益的機能の確保が出来る場合には、長伐期施業を推進することも可能とする。

<p>山地災害防止／ 土壌保全機能 維持増進森林</p>	<p>(ア) 地形 a 傾斜が急な箇所であること b 傾斜の著しい変移点を持っている箇所であること c 山腹の凹局部等 地表流下水又は地中水の集中流下する部分を持っている箇所であること (イ) 地質 a 基岩の風化が異常に進んだ箇所であること b 基岩の節理又は片理が著しく進んだ箇所であること c 破碎帯又は断層線上にある箇所であること d 流れ盤となっている箇所であること (ウ) 土壌等 a 火山灰地帯等で表土が粗しょうで凝集力の極めて弱い土壌からなっている箇所であること b 土層内に異常な滞水層がある箇所であること c 石礫地からなっている箇所であること d 表土が薄く乾性な土壌から成っている箇所であること</p>
<p>快適環境形成機能 維持増進森林</p>	<p>(ア) 都市近郊林等に所在する森林であって郷土樹種を中心とした安定した林相をなしている森林 (イ) 市街地道路等と一体となって優れた景観美を構成する森林 (ウ) 気象緩和、騒音防止等の機能を発揮している森林</p>
<p>保健文化機能 維持増進森林</p>	<p>(ア) 湖沼、瀑布、渓谷等の景観と一体となって優れた自然美を構成する森林 (イ) 紅葉等の優れた森林美を有する森林であって主要な眺望点から望見されるもの (ウ) ハイキング、キャンプ等の保健・文化・教育的利用の場として特に利用されている森林 (エ) 希少な生物の保護のため必要な森林（択伐に限る。）</p>

保健文化機能維持増進森林のうち、特に、優れた風致を形成し、動植物の生息・生育環境を維持・創出する広葉樹の適確な育成を確保するため、特定広葉樹を育成する森林施業を行うことが必要な場合は、特定広葉樹育成施業を推進することとする。この場合、特定広葉樹とすべき樹種については、郷土樹種を主体とすること。

(2) 木材等生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域の基準及び当該区域内における施業の方法に関する指針

ア 区域の設定の基準

市町村森林整備計画の策定に当たっては、森林の自然条件、林道等の整備状況、既往の施業体系、森林の木材等生産機能の評価区分等を参考に、森林の一体性も踏まえつつ、木材等生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域を下表の事項を指針として設定する。

機能の種類	区域設定の基本指針
<p>木材生産機能 維持増進森林</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 木材生産を目的とする人工造林により造成された森林</li> <li>・ 土地の生産力が高く（森林の木材等生産機能の評価区分が高）、林木の成長が良い森林</li> <li>・ 路網密度が高いもしくは今後の整備計画があり、木材等の搬出に有利な森林</li> <li>・ 薪炭、きのこ原木、粗朶（そだ）等の用途に供されている森林</li> <li>・ きのこ、山菜、その他の原材料等の生産地として利用されている森林 等</li> </ul>

## イ 施業の方法に関する指針

木材生産機能維持増進森林については、森林の公益的機能の発揮に留意しつつ、路網整備、森林施業の集約化・機械化等を通じた効率的な森林整備を推進することとし、多様な木材需要に応じた持続的・安定的な木材等の生産が可能な資源構成となるよう努める。また計画的な主伐と植栽による確実な更新に努める。

なお、区域内において（１）の機能と重複する場合には、それぞれの公益的機能の発揮に支障がないように森林施業することとする。

## （３）その他必要な事項

### ア 希少な動植物の生息区域における森林施業の方法

希少な鳥類の生息環境を保全するため、生息区域における森林施業の方法について、次の点に留意する。

- ① 営巣木確保の観点から、アカマツ、モミ、スギ等の大径木の育成、保全に努めるとともに、枯損木や折損木は、森林病虫害の防除等に支障のない限り伐採せずに保残に努める。
- ② 「間伐等の森林整備における猛禽類への対応マニュアル」に基づき、適切な調査、施業に努める。

### イ 多種多様な生物の生育・生息環境の保全

全ての森林は多種多様な生物の生育・生息の場として生物多様性の保全に寄与していることを踏まえ、間伐の実施はもとより、針広混交林化、小面積皆伐・再造林等の組み合わせにより、一定の広がりにおいてその土地固有の自然条件等に適した様々な生育段階や樹種から構成される森林がバランス良く配置されるよう努める。

## 5 林道等の開設その他林産物の搬出に関する事項

### （１）林道等の開設及び改良に関する基本的な考え方

林道の開設及び改良については、傾斜等の自然条件、事業量のまとまり等地域の特性に応じて、環境負荷の低減に配慮し、木材の搬出や多様な森林への誘導等に必要な森林施業を効果的かつ効率的に実施するため、一般車両の走行を想定する「林道」、主として森林施業用の車両の走行を想定する「林業専用道」、集材や造材等の作業を行う林業機械の走行を想定する「森林作業道」からなる路網と高性能林業機械を組み合わせた低コストで効率的な作業システムに対応したものとする。

また、林道開設に当たっては、森林の利用形態や地形・地質等に応じ林業専用道を導入する等、丈夫で簡易な規格・構造を柔軟に選択するとともに、将来にわたり育成単層林として維持する森林を主体に整備を加速させるなど、森林施業の優先順位に応じた整備を推進することとする。

### （２）効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムの基本的な考え方

低コストで効率的な作業システムを展開するため、次表を目安として林道及び森林作業道を整備することとする。

比較的高い路網密度が実現される作業地では車両系作業システム<sup>13</sup>を採用し、急傾斜地などの路網密度が限られる作業地や、架線の架設・撤去の手間を考慮しても車両系よりも高い効率を得られるような条件の作業地では架線系作業システム<sup>14</sup>を採用することを基本とするが、土壌支持力や林床植生の状況、さらには送電線や付近の施設の存在等の条件をも考慮して決定するものとする。

<sup>13</sup>「車両系作業システム」とは、林内にワイヤーロープを架設せず、車両系の林業機械により林内の路網を移動しながら木材を集積、運搬するシステム。フォワーダ等を活用する。

<sup>14</sup>「架線系作業システム」とは、林内に架設したワイヤーロープに取り付けた搬器等を移動させて木材を吊り上げて集積するシステム。タワーヤード等を活用する。

効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準

単位 路網密度：m/ha

区分	作業システム	路網密度
緩傾斜地 ( $0^{\circ} \sim 15^{\circ}$ )	車両系 作業システム	100m/ha以上
中傾斜地 ( $15^{\circ} \sim 30^{\circ}$ )	車両系 作業システム	75m/ha以上
	架線系 作業システム	25m/ha以上
急傾斜地 ( $30^{\circ} \sim 35^{\circ}$ )	車両系 作業システム	60m/ha以上
	架線系 作業システム	15m/ha以上
急峻地 ( $35^{\circ} \sim$ )	架線系 作業システム	5m/ha以上

(3) 路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域（路網整備等推進区域）の基本的な考え方

育成単層林等においては、森林施業の集約化が図られる地域について、緩傾斜地・中傾斜地においては車両系を主体とする作業システムを推進するよう設定するものとする。

(4) 路網の規格・構造についての基本的な考え方

林道整備に当たっては林道規程（昭和48年4月1日48林野道第107号林野庁長官通知）、林業専用道については石川県林業専用道作設指針（平成22年10月25日森管第2591号）、森林作業道については石川県森林作業道作設指針（平成23年4月1日森管第575号）による。

## 6 森林施業の合理化に関する事項

(1) 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施

ア 市町、森林組合等による地域協議会等の開催、普及啓発活動の促進、施業や経営の受委託の働きかけを積極的に行い、意欲ある林業経営体や林業事業体への施業・経営の集約化を図る。その際、市町による森林の土地の所有者等の情報整備・提供や、森林組合等による施業内容やコストを明示した提案型施業の普及・定着を促進するほか、面的にまとまった共有林での施業の促進を図るものとする。

イ かが森林組合で実施している「林産組合長制度」のように、森林所有者と林業事業体をつなぐ地域ぐるみの体制の整備を推進し、集団間伐等共同して行う森林施業の確実な実施を図る。

ウ 林業事業体の中で、安定的・効率的な事業実施に向けた取組に対する意欲の高い森林組合、造林事業体、素材生産事業体に焦点を当て、その育成強化を図る。

特に、地域の事業体や森林整備の実行体制の状況に応じて、意欲の高い事業体間の適切な競合関係のもと、事業連携や合併等を進めることにより、①森林組合を核とした組織、②造林事業体を核とした組織等、地域の実態に応じた効率的な組織体制の構築を図る。

エ 経営意欲が低く自ら森林の施業・経営を行えない所有者の森林については、このような地域の中核的担い手組織による森林経営計画の策定を推進することにより、森林の経営の長期受委託を促進し、安定的な事業量の確保等による担い手組織の経営基盤強化や、団地的な施業の確保による低コスト化を図る。

オ 森林の経営管理（自然的経済的社会的諸条件に応じた適切な経営又は管理を持続的に行うことをいう。）を森林所有者自らが実行できない場合には、市町が経営管理の委託を受け、林業経営に適した森林については意欲と能力のある林業経営者に再委託するとともに、再委託できない森林及び再委託に至るまでの間の森林については市町が自ら経営管理を実施する森林経営管理制度の活用を促進するものとする。

カ 森林施業の共同化等施業の合理化を推進するため、市町、農林総合事務所（林業普及指導員）、森林組合等が連携し森林所有者等への普及啓発活動を進め、森林経営計画の普及・定着を図る。

## (2) 林業に従事する者の養成及び確保

ア 林業に従事する者の養成及び確保については、森林組合等林業事業体における雇用関係の明確化、雇用の安定化、他産業並の労働条件の確保等雇用条件の改善を進めるとともに、事業量の安定確保、経営の多角化、合併・協業化、生産性の向上等の事業体の育成対策や、単純技能だけではなく、マネジメント能力や高性能林業機械の操作技術等多様かつ総合的な技術を有する基幹的就労者の養成等の事業とを一体的・総合的に促進する。

また、経営方針の明確化、林業経営基盤の強化による地域林業の担い手となり得る林業経営体及び林業事業体の育成、林家等に対する経営手法・技術の普及指導に積極的に取り組むとともに、林業事業体への新規就業の円滑化のための支援措置を促進する。

イ 「県林業労働対策基金」の活用等により、社会保険制度、退職金共済制度への加入促進や、福利厚生施設の充実等を図り、林業事業体の就労条件の改善を推進する。

ウ 「県林業労働力確保支援センター（県林業労働対策基金）」を中心に、

- ① インターネットや求人情報誌を活用した新規参入者の募集
- ② 就業希望者への相談活動や事業体への指導
- ③ 新規就業者の養成研修の実施
- ④ 林業就業に必要な免許・資格等の取得研修や高性能林業機械の専門技術研修の実施等の取組の一層の推進を図り、林業就業者の確保と育成を図る。

エ 社会保険への加入、通年雇用等の就労条件の改善に加え、事業体への林業就業者の安全確保等の指導徹底、機械化の推進による労働負荷の軽減等を進め、林業を若者にとっても魅力ある職場とするよう努める。

オ 小規模で分散している間伐等の施業地を集団化するため、森林所有者に対する間伐等の施業の提案や地区単位に施業を推進する森林施業プランナー育成等を推進する。

## (3) 高性能林業機械の導入の促進

ア 人工林資源が収穫期を迎え、間伐等の素材生産を効率的に行う高性能林業機械と高密度路網による低コスト作業システムの推進を図る。作業方法は、チェーンソー（伐採）→グラブ（集材）→プロセッサ（造材）→フォワーダ（積込・運搬）を標準とし、地形に応じた路網を中心とした作業システムを推進する。

イ 民間機械メーカー等との連携により、素材生産用機械だけでなく、造林、育林用機械を含め、地形等の条件に適合し、森林施業の効率化や労働災害の減少等に資する高性能、小型及び軽量、安価な林業機械の開発導入を図る。

ウ 素材生産部門については、素材生産事業体と森林組合等と連携を進め事業体の協同組合化等組織化を進め、高性能林業機械を活用したシステムによる効率的な素材生産が実施できる体制の構築を図る。

#### (4) 作業路等の整備

ア 森林の有する機能の区分に応じた路網整備を推進する。特に、木材等生産機能維持増進森林において、林業経営の長期受委託等により施業の団地化が図られる地域等に対して、路網整備を積極的に進め、低コスト林業の実現を図る。

イ 作業ポイントの設置等高性能林業機械システムに配慮した路網整備を推進する。

#### (5) 県産材製品の加工流通体制の強化

ア 直送の推進、協定等による並材の定価販売の推進や販売方法の改善による販売ロットの拡大、原木市場における丸太自動選別機等の効率的な利用の推進、情報機器の整備等による情報発信機能の充実等により、原木流通の合理化を図る。

また、安定的かつ効率的な原木流通体制を図るためストックポイント等の整備を推進する。

イ 高度化する消費者ニーズに対応した品質・性能が確かな県産材製品の安定供給を図るため、意欲の高い事業者が中心となって、協同利用の木材乾燥施設整備の推進等、木材加工流通施設の導入を推進する。

ウ 木質バイオマスの利用に当たっては、カスケード利用<sup>15</sup>を基本としつつ、未利用間伐材等の利用促進を図る。

エ 合法的に伐採されたものであることや持続可能な森林経営が営まれた森林から生産されたものであることが証明された木材・木材製品の利用の普及について、関係者一体となって推進するよう努めるものとする。

#### (6) その他必要な事項

ア 山村集落等における定住条件の整備の一環として、①集落を結ぶ連絡道路、集落排水施設等の生活環境施設等の整備を進めるとともに、②山地災害から生命、財産を守る治山事業の推進や、③適切な森林整備の推進による美しい里山等の景観維持等により、豊かな自然や伝統文化等山村の特性を活かしつつ、若者にとって魅力があり、安心して暮らすことができる生活環境の整備を推進する。

イ 原木の安定供給体制の構築のためには、効果的な市町村森林整備計画の策定・実行監理や、市町による林業専用道の開設等を進めていく必要があることから、国有林とも連携しつつ、森林総合監理士を主体とした市町への行政支援の強化を図っていくこととする。

<sup>15</sup> カスケード利用とは、多段階での利用。木材を建材等の資材として利用した後、ボードや紙等の利用を経て、最終段階で燃料として利用することをいう。

### 第3. 森林の保全に関する事項

#### 1 森林の土地の保全に関する事項（土地の形質の変更にあって留意すべき事項）

土石の切り取り、盛土等土地の形質の変更にあっては、森林の保全に十分留意する。安定法勾配により施工するとともに、必要に応じて法面緑化工、土留め工を設置する。また、雨水の適切な処理のための排水施設を設ける等適切な保全措置を講ずる。

#### 2 保安施設に関する事項

##### (1) 保安林として管理すべき森林及び治山事業

保安林として管理すべき森林については、計画期末面積、計画期間内において保安林の指定または解除を相当とする森林の種類別の所在及び面積等並びに指定施業要件の整備を相当とする森林の面積を定める。

治山事業の実施にあたっては、山地災害による被害を防止・軽減する事前防災・減災の考え方に立ち、緊急かつ計画的な実施を必要とする荒廃地等を対象として推進することとする。

また、既存施設の長寿命化対策の推進を含めた総合的なコスト縮減に努めるとともに、現地の実情を踏まえ、在来種を用いた植栽・緑化など生物多様性の保全に努める。

このほか、近年の気候変動が及ぼす大規模な山地災害のリスク等も踏まえ、本県においても流木対策として、流木捕捉式治山ダムを設置や流木化するおそれのある立木の伐採等に取り組むこととする。

##### (2) 特定保安林の整備に関する事項

保安林の指定目的に即して機能していない森林については、特定保安林として指定するとともに、造林、保育、伐採その他施業を早急に実施する必要があると認められる森林については、要整備森林とし、実施すべき森林施業等を定める。

#### 3 鳥獣害防止森林区域に関する事項

##### (1) 鳥獣害防止森林区域の基準及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法に関する方針

市町は市町村森林整備計画において、「鳥獣害防止森林区域の設定に関する基準について」（平成28年10月20日付け28林整研第180号林野庁長官通知）等に基づき定めた下表を方針として、鳥獣害を防止するための措置を実施すべき森林の区域を設定するとともに、当該区域内における鳥獣害の防止の方法を定める。

区域の種類	区域の設定及び鳥獣害の防止の方法の基本指針
鳥獣害防止森林区域	当該区域は、ニホンジカ、ツキノワグマ等の対象鳥獣ごとに、当該対象鳥獣により被害を受けている森林及び被害のおそれがある森林等について、その被害の状況や各種調査等に基づき、林班を単位として設定するものとする。 当該区域内における鳥獣害の防止の方法は、地域の実情に応じて、植栽木の保護措置や捕獲等の対策を、対象鳥獣の別に定めるものとする。 その際、関係行政機関等と連携した対策を推進することとし、鳥獣保護管理施策や農業被害対策等との連携・調整に努めるものとする。

##### (2) その他必要な事項

3(1)に定める鳥獣害防止森林区域においては、鳥獣害の防止の方法の実施状況を確認するため、必要に応じて植栽木の保護措置実施箇所への調査・巡回、各種会議での情報

交換、区域内で森林施業を行う林業事業者や森林所有者等からの情報収集等に努めるものとする。

#### 4 森林病虫害の駆除及び予防その他の森林の保護に関する事項

##### (1) 森林病虫害等の被害対策の方針

保安林等の特に公益的機能の高い森林やその周辺森林について、松くい虫等の森林病虫害による被害発生の予防対策や復旧対策等を適切に実施する。

##### (2) 鳥獣による森林被害対策の方針

ツキノワグマ、ニホンシカ等による森林被害については、必要な予防対策の実施に加え、生息状況の調査や防護柵の設置、捕獲、監視等を関係者一体となって進める。

##### (3) 林野火災の予防の方針

林野火災による森林被害を未然に防止するため、春先の入山者が多い時期に林野火災予防のパトロールを行うほか、防火標識の設置やポスター等により地域住民への普及啓発を図る。

また、森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合においては、市町村森林整備計画に定める留意事項に従うこととする。

##### (4) その他必要な事項

県、市町及び森林組合等の林業事業者職員のほか、地域住民の協力を得ながら、森林病虫害等による被害や山火事等の早期発見に努め、適切な措置を講ずることとする。また、林業試験場を主体として森林病虫害被害や獣害の防除技術の構築に向けた試験研究を行うとともに、松くい虫やアテ漏脂病等に対する抵抗性を有する育種技術の開発を推進する。

#### 第4 保健機能森林の区域の基準その他保健機能森林の整備に関する事項

森林所有者等が行う森林施業の規範となる市町村森林整備計画の策定に当たっては、次の事項を指針として、自然景観等の自然条件、森林資源の構成、周辺の森林レクリエーションの利用動向等を勘案した計画事項を定める。

##### 1 保健機能森林の区域の基準

保健機能森林とは、森林の保健機能の高い森林のうち自然環境の保全に配慮し、地域の実情、利用者の動向等からみて、森林の保健機能の増進を図るために整備することが適当と認められる森林をいう。

また、対象とする森林への施業実施の担い手が存在し、森林保健施設の整備が行われる見込みがある次のような森林について設定すること。

- ア 湖沼、溪谷等と一体となって優れた自然美を構成している森林
- イ 多様な樹種、林相からなり明暗、色調の変化を有する森林
- ウ 多様な樹種からなり、かつ林木が適当な間隔で配置されている森林
- エ 郷土樹種を中心として安定した林相をなしている森林
- オ 史跡、名勝等と一体となった潤いのある自然景観を構成している森林

##### 2 その他保健機能森林の整備に関する事項

###### ア 保健機能森林の区域内の森林における施業方法の指針

保健機能森林に対して行う森林施業については、森林が持つ保健機能の一層の増進を図るとともに、施設の設置に伴う森林の水源の涵養、山地災害防止等の機能の低下を補完するため、自然環境や森林の有する諸機能の保全に充分に配慮しつつ、次のような多様な

施業を実施すること。

- (ア) 幼齢から老齢までの林木が存在することで自然景観等に優れた森林に対して行う択伐による施業
- (イ) 裸地化の回避を行うことで公益的機能の維持を図ることができるような施業
- (ウ) 公益的機能の向上に配慮した伐採年齢を長期化する施業等

なお、これらの施業の実施に当たっては、快適な森林環境の維持、利用者の利便性にも配慮して間伐及び除伐等の保育も積極的に行うこと。

また、貴重な動植物・昆虫等の生息環境の保全等のため必要がある場合は、現存の森林状態を維持する施業（法令等による制限林化等）等、その管理手法について十分に配慮すること。

#### イ 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備の指針

施設の整備に当たっては、自然環境の保全、国土の保全及び文化財の保護に配慮しつつ、地域の実情、利用者の動向等を踏まえた多様な森林保健施設（以下「施設」という。）の整備を行うとともに次の事項について考慮する。

- (ア) 周囲の景観に配慮しつつ森林の状況や利用の見通し等に応じた施設整備を行うこと。
- (イ) 施設全体の一体的かつ計画的な整備を行うこと。
- (ウ) 四季を通じて利用可能な施設の設置に努めること。
- (エ) 周辺にある既存施設との調和に配慮した整備を行うこと。
- (オ) 森林の有する保健機能以外の諸機能に著しい支障を及ぼさないよう、施設の位置、規模等を適切に決定すること。
- (カ) 施設の設置にあたっては防火体制、防火施設の整備並びに、利用者の安全及び交通安全、円滑な交通の確保に留意すること。
- (キ) 周辺景観との調和や地域の林業・木材産業の振興を図る観点から、積極的に木造施設の導入を図ること。

また、対象森林を構成する立木の期待平均樹高（その立木が標準伐期齢に達したときに期待される樹高。すでに標準伐期齢に達している立木にあつてはその樹高。）を定めること。

## 第5. その他必要な事項

### 1 森林簿等の取扱いに関する事項

地域森林計画の樹立及び変更にあたり、森林計画区内の地況、林況等を調査して作成した森林簿、森林計画図及びその他必要な図面等（以下、森林簿等という。）は、施業の集約化の促進及び森林の適切な施業に欠かせない情報インフラであり、個人情報保護に配慮しつつ、県、市町及び林業関係者において一層の利活用を図る。

このため、森林簿等の適正な管理と利用促進のための取扱いに関し必要な事項を定めた「石川県森林簿等取扱い要領」に基づき、森林簿等の更新のための情報共有等、関係市町や林業事業者等との緊密な連携に努める。

### 2 森林GIS及び森林に関するデータベースの整備に関する事項

施業の集約化の促進及び森林の適切な施業の実施には、森林に関する正確な情報の把握が重要であることから、森林GIS等を活用し、森林に関するデータベースの整備に努める。

森林に関するデータベースには、森林簿等のほか、林地台帳に含まれる森林所有者情報、境界情報、さらには施業履歴、林道網、保安林等の様々な情報が含まれており、業務分担を踏まえて、森林に関する情報の管理者を定め、効率的な情報の集約、更新方法を定める等連携の体制づくりに努める。

## 第3章 計画事項（加賀森林計画区編）

第3章では、森林計画区の概況のほか、第1章で述べた石川県の基本的な指針に沿って地域森林計画を実行するために必要な、計画区内の森林の整備に関する目標等の事項を定める。

### 第1. 計画の対象とする森林の区域<sup>1</sup>

単位 面積：ha

区 分		面 積
総 数		107,841
市別内訳	金 沢 市	21,657
	白 山 市	41,529
	小 松 市	21,302
	加 賀 市	19,792
	能 美 市	3,561

### 第2. 森林の整備及び保全に関する基本的な事項<sup>2</sup>

計画期間において到達、保持すべき森林資源の状態

単位 面積：ha

区 分		現 況 (平成27年度末)	計画期末 (令和8年度末)
面積	育成単層林	23,762	22,248
	育成複層林	3,700	5,214
	天然生林	74,742	74,742
森林蓄積 千・/ha		186	197

<sup>1</sup> 計画の対象とする森林の区域は、森林計画図において表示する区域内の民有林とする。

なお、計画の対象とする森林（次の（1）の事項については保安林及び保安施設地区の区域内の森林並びに海岸法（昭和31年法律第101号）第3条の規定により指定された海岸保全区域内の森林を除き、次の（2）の事項については保安林及び保安施設地区の区域内の森林を除く。）は、次の（1）及び（2）の事項の対象となる。

- （1） 森林法（昭和26年法律第249号）第10条の2第1項の開発行為の許可
- （2） 森林法第10条の7の2第1項の森林の土地の所有者となった旨の届出
- （3） 森林法第10条の8第1項の伐採及び伐採後の造林の届出

森林計画図の縦覧場所は、石川県農林水産部森林管理課並びに南加賀、石川及び県央の各石川県農林総合事務所森林部及び上記市役所とする。

<sup>2</sup> 育成単層林、育成複層林、天然生林の区分については、2-2 ページ参照のこと。

### 第3. 森林の整備に関する事項

#### 1 計画期間内の伐採立木材積

単位 材積：千m<sup>3</sup>

区 分	総 数			主 伐			間 伐		
	総 数	針葉樹	広葉樹	総 数	針葉樹	広葉樹	総 数	針葉樹	広葉樹
総 数	1,162	1,017	145	541	396	145	621	621	—
前半5力年の 計画量	516	444	73	206	134	73	310	310	—

#### 2 間伐面積

単位 面積：ha

区 分	間 伐 面 積
総 数	8,870
前半5力年の計画量	4,435

#### 3 人工造林・天然更新別の造林面積

単位 面積：ha

区 分	人 工 造 林	天 然 更 新
総 数	1,332	3,698
前半5力年の計画量	426	1,486

## 第4. 森林の保全に関する事項

### 1 林地の保全に特に留意すべき森林の地区の面積等

単位 面積：ha

所在市	面積	留意すべき事項	備考
金沢市	4,478	1 立木の伐採にあたっては、法令に基づき行い、山地災害防止機能等に支障を及ぼすことのないよう大面積の皆伐を避けること。 2 土地の形質の変更は極力行わないこととし、止むを得ず変更する場合には必要最小限の規模にとどめ、必要に応じて土砂の流出・崩壊防止等の施設を設ける等、十分に土地の保全に留意すること。	対象森林 次の保安林 (1) 水源かん養 (2) 土砂流出防備 (3) 土砂崩壊防備 (4) 飛砂防備 (5) 水害防止 (6) なだれ防止 (7) 落石防止 (8) 魚つき
白山市	16,479		
小松市	4,416		
加賀市	7,216		
能美市	36		
合計	32,624		

### 2 保安林の整備及び治山事業に関する計画

#### (1) 保安林として管理すべき森林の種類別面積等

##### 保安林として管理すべき森林の種類別の計画期末面積

単位 面積：ha

保安林の種類	面積
総数(実面積) <sup>3</sup>	40,249
水源涵養のための保安林	30,059
災害防備のための保安林	8,326
保健、風致の保存等のための保安林	12,870

#### 計画期間内において指定施業要件の整備を相当とする森林の面積

単位 面積：ha

種類	指定施業要件の整備区分				
	伐採の方法の変更面積	皆伐面積の変更面積	択伐率の変更面積	間伐率の変更面積	植栽の変更面積
水源の涵養のための保安林	-	-	14	2,930	150
災害の防備のための保安林	-	-	3	448	33
保健・風致の保存等のための保安林	-	-	5	1,312	65

<sup>3</sup>総数欄は、二つ以上の目的を達成するために重複して指定される保安林があるため、内訳の合計に一致しない。

保安林の指定又は解除を相当とする森林

単位 面積：ha

指定解除の別	種類	森林の所在		面積	指定又は解除を必要とする理由	
		市	区域			
指定	水源かん養	金沢市	一円	442	水源の涵養	
		小松市		362		
		加賀市		362		
		白山市		953		
		計		2,119		
	土砂流出防備	金沢市		196	土砂の流出の防備	
		小松市		148		
		加賀市		170		
		白山市		422		
		能美市		22		
	計	958				
	土砂崩壊防備	金沢市		208	土砂の崩壊の防備	
		小松市		148		
		加賀市		192		
		白山市		370		
		能美市		34		
	計	952				
	保健等	小松市		3	生活環境の保全及び公衆の保健休養に資するため	
		加賀市		4		
		白山市		16		
		計		23		
	計				4,052	

(2) 実施すべき治山事業

単位 地区

森林の所在		治山事業施工地区数		主な工種
市	区域		前半5か年分の計画	
金沢市	浅丘	1	1	溪間工・森林整備
	粟崎	1	0	森林整備
	石黒	1	0	森林整備
	打木	1	1	森林整備
	金石	1	1	森林整備
	倉ヶ嶽	1	1	溪間工
	城力	1	1	溪間工・森林整備
	国見	1	1	山腹工
	古郷	1	0	森林整備
	四十万	2	0	溪間工・森林整備
	下安原	1	1	森林整備
	専光寺	1	1	森林整備
	高尾	2	2	溪間工・山腹工
	田島	1	0	溪間工・森林整備
	堂	1	1	溪間工・山腹工・森林整備
	直江野	1	0	溪間工・森林整備
	額谷	2	2	溪間工・森林整備
	東原	1	0	溪間工・森林整備
	普正寺	1	1	森林整備
湯涌河内	4	1	森林整備	
小松市	安宅	1	1	海岸工事・森林整備
	岩上	1	1	山腹工
	打木	1	1	山腹工
	大杉	1	1	森林整備
	尾小屋	1	0	森林整備
	花立	1	1	森林整備
	浜佐美	1	0	海岸工事・森林整備
	日末	1	1	森林整備
	丸山	2	2	森林整備
津江	2	2	森林整備	

加賀市	波佐羅	1	1	溪間工・山腹工
	大菅波	1	0	山腹工・森林整備
	熊坂	1	1	森林整備
	塩浜	1	1	海岸工事・森林整備
	新保	1	1	海岸工事・森林整備
	曾宇	3	0	森林整備
	直下	3	0	森林整備
	橘	1	1	山腹工・森林整備
	橋立	2	0	山腹工・森林整備
	山中温泉今立	1	0	溪間工・森林整備
	山中温泉枯淵	4	0	森林整備
	山中温泉九谷	2	0	森林整備
	山中温泉坂下	1	1	森林整備
	山中温泉四十九院	9	6	森林整備
	山中温泉下谷	1	1	溪間工・森林整備
	山中温泉菅谷	1	0	森林整備
	山中温泉杉水	5	4	森林整備
	山中温泉片谷	1	1	森林整備
	山中温泉小杉	2	0	森林整備
山中温泉生水	2	0	森林整備	
能美市	道林	1	1	森林整備
	吉原釜屋	1	1	森林整備
	山口	1	1	森林整備
	浜町	1	1	森林整備
白山市	八田	1	0	森林整備
	湊	1	1	森林整備
	鹿島	1	1	森林整備
	奥池	4	4	森林整備
	木滑	1	0	森林整備
	木滑新	2	2	溪間工・森林整備・山腹工
	瀬波	1	1	溪間工・山腹工
	佐良	1	1	溪間工・山腹工
	中宮	6	5	溪間工・山腹工・森林整備
	左礫	1	1	山腹工・森林整備
	尾添	1	1	溪間工・森林整備
	荒谷	1	1	山腹工
	瀬戸	1	1	山腹工
	桑島	1	0	森林整備
	下田原	4	1	森林整備
	白峰	13	4	溪間工・山腹工・森林整備
	平加町	1	1	森林整備
計		126	73	

## 第5. その他の計画量

### 1 保安林その他法令により施業について制限を受けている森林の施業方法

単位 面積：ha

種 類	森林の所在		面 積	施 業 方 法	
	市	区域		伐 採 方 法	そ の 他
水源かん養 保安林	金沢市	一円	3,989.02	「択伐」又は 「伐採種を定めない」	1. 人工造林または天 然更新による。 2. 人工造林における 植栽樹種 スギ、アテ、マツ、 ヒノキ、コナラほか
	小松市	//	4,181.47		
	加賀市	//	7,614.76		
	白山市	//	12,353.32		
	計		28,138.57		

単位 面積：ha

種 類	森林の所在		面 積	施 業 方 法	
	市	区域		伐 採 方 法	そ の 他
土砂流出防 備保安林	金沢市	一円	273.89	「禁伐」又は 「択伐」又は 「伐採種を定めない」	1. 人工造林または天 然更新による。 2. 人工造林における 植栽樹種 スギ、アテ、マツ、ヒ ノキ、コナラほか
	小松市	//	375.50		
	加賀市	//	48.37		
	白山市	//	3,524.19		
	能美市	//	1.09		
	計		4,223.04		

単位 面積：ha

種 類	森林の所在		面 積	施 業 方 法	
	市	区域		伐 採 方 法	そ の 他
土砂崩壊防 備保安林	金沢市	一円	14.62	「禁伐」又は 「択伐」	
	小松市	//	2.08		
	加賀市	//	21.21		
	白山市	//	7.63		
	能美市	//	0.21		
	計		45.75		

単位 面積：ha

種 類	森林の所在		面 積	施 業 方 法	
	市	区域		伐 採 方 法	そ の 他
飛砂防備保 安林	金沢市	一円	69.77	「択伐」又は 「伐採種を定めない」	1. 人工造林または天 然更新による。 2. 人工造林における 植栽樹種 スギ、アテ、マツ、ヒ ノキ、コナラほか
	小松市	//	56.59		
	加賀市	//	92.40		
	白山市	//	49.06		
	能美市	//	57.24		
	計		325.06		

単位 面積：ha

種 類	森林の所在		面 積	施 業 方 法	
	市	区域		伐 採 方 法	そ の 他
防風保安林	金沢市	一円	39.81	「択伐」又は 「伐採種を定めない」	
	小松市	//	1.71		
	加賀市	//	23.77		
	白山市	//	22.09		
	計		87.38		

単位 面積：ha

種 類	森林の所在		面 積	施 業 方 法	
	市	区域		伐 採 方 法	そ の 他
潮害防備保安林	加賀市	一円	9.97	択伐による	
	計		9.97		

単位 面積：ha

種 類	森林の所在		面 積	施 業 方 法	
	市	区域		伐 採 方 法	そ の 他
干害防備保安林	金沢市	一円	45.49	「択伐」又は 「択採種を定めない」	1. 人工造林または天然更新による。 2. 人工造林における 植栽樹種 スギ、アテ、マツ、ヒノキ、コナラほか
	小松市	//	13.46		
	加賀市	//	35.18		
	計		94.13		

単位 面積：ha

種 類	森林の所在		面 積	施 業 方 法	
	市	区域		伐 採 方 法	そ の 他
保健保安林	金沢市	一円	870.65	「禁伐」又は 「択伐」又は 「択採種を定めない」	1. 人工造林または天然更新による。 2. 人工造林における 植栽樹種 スギ、アテ、マツ、ヒノキ、コナラほか
	小松市	//	1,466.07		
	加賀市	//	3,522.27		
	白山市	//	5,441.73		
	能美市	//	25.33		
	計		11,326.05		

単位 面積：ha

種 類	森林の所在		面 積	施 業 方 法	
	市	区域		伐 採 方 法	そ の 他
風致保安林	加賀市	一円	57.05	「禁伐」又は 「択伐」	
	能美市	//	2.10		
	計		59.15		

単位 面積：ha

種 類	森林の所在		面 積	施 業 方 法	
	市	区域		伐 採 方 法	そ の 他
なだれ防止保安林	金沢市	一円	37.04	禁伐とする	
	小松市	//	40.44		
	加賀市	//	60.17		
	白山市	//	598.93		
	計		736.58		

単位 面積：ha

種 類	森林の所在		面 積	施 業 方 法	
	市	区域		伐 採 方 法	そ の 他
落石防止保安林	金沢市	一円	0.33	「禁伐」又は 「択伐」	
	白山市	//	0.99		
	計		1.32		

単位 面積：ha

種 類	森林の所在		面 積	施 業 方 法	
	市	区域		伐 採 方 法	そ の 他
国立公園特別保護地区	白山市	一円	2,980.64	別注 <sup>4</sup> に定めるとおり	
	計		2,980.64		

単位 面積：ha

種 類	森林の所在		面 積	施 業 方 法	
	市	区域		伐 採 方 法	そ の 他
国立公園第1種特別地域	白山市	一円	1,604.75	別注 <sup>5</sup> に定めるとおり	
	計		1,604.75		

単位 面積：ha

種 類	森林の所在		面 積	施 業 方 法	
	市	区域		伐 採 方 法	そ の 他
国立公園第2種特別地域	白山市	一円	763.51	別注 <sup>5</sup> に定めるとおり	
	計		763.51		

単位 面積：ha

種 類	森林の所在		面 積	施 業 方 法	
	市	区域		伐 採 方 法	そ の 他
国立公園第3種特別地域	白山市	一円	3,188.99	別注 <sup>5</sup> に定めるとおり	
	計		3,188.99		

単位 面積：ha

種 類	森林の所在		面 積	施 業 方 法	
	市	区域		伐 採 方 法	そ の 他
国立公園特別保護地区	加賀市	一円	2.68	別注 <sup>4</sup> に定めるとおり	
	計		2.68		

単位 面積：ha

種 類	森林の所在		面 積	施 業 方 法	
	市	区域		伐 採 方 法	そ の 他
国立公園第2種特別地域	加賀市	一円	135.40	別注 <sup>5</sup> に定めるとおり	
	計		135.40		

単位 面積：ha

種 類	森林の所在		面 積	施 業 方 法	
	市	区域		伐 採 方 法	そ の 他
国立公園第3種特別地域	加賀市	一円	139.08	別注 <sup>5</sup> に定めるとおり	
	計		139.08		

単位 面積：ha

種 類	森林の所在		面 積	施 業 方 法	
	市	区域		伐 採 方 法	そ の 他
県自然環境保全特別地域	小松市	一円	23.64	禁伐とする	自然環境保全地域の保全計画による。
	加賀市	//	79.20		
	計		102.84		

単位 面積：ha

種 類	森林の所在		面 積	施 業 方 法	
	市	区域		伐 採 方 法	そ の 他
県立自然公園第1種特別地域	金沢市	一円	466.47	別注 <sup>5</sup> に定めるとおり	
	計		466.47		

単位 面積：ha

種 類	森林の所在		面 積	施 業 方 法	
	市	区域		伐 採 方 法	そ の 他
県立自然公園第2種特別地域	金沢市	一円	431.93	別注 <sup>5</sup> に定めるとおり	
	白山市	//	35.63		
	計		467.56		

単位 面積：ha

種 類	森林の所在		面 積	施 業 方 法	
	市	区域		伐 採 方 法	そ の 他
県立自然公園第 3種特別地域	金沢市	一円	147.42	別注 <sup>5</sup> に定めるとおり	
	白山市	//	50.85		
	計		198.27		

単位 面積：ha

種 類	森林の所在		面 積	施 業 方 法	
	市	区域		伐 採 方 法	そ の 他
砂防指定地	金沢市	一円	198.54	択伐による。 当該森林の年成長率に 前回の択伐の終わった日 を含む伐採年度から伐採 しようとする前伐採年度 までの年度数を乗じて算 出するものとする。(た だし、その算出された率 が10分の3を越える ときは10分の3とする)	1. 人工造林または 天然更新による。 2. 人工造林におけ る植栽樹種 スギ、アテ、マツ、 ヒノキ、コナラほか 3. 砂防法第4条、 砂防指定地管理規 則第3条の規定の 定めるところによ る
	小松市	//	157.94		
	加賀市	//	95.90		
	白山市	//	5,518.24		
	計		5,970.62		

単位 面積：ha

種 類	森林の所在		面 積	施 業 方 法	
	市	区域		伐 採 方 法	そ の 他
鳥獣保護区 特別保護地 区	加賀市	一円	37.23	別注 <sup>6</sup> に定めるとおり	
	白山市	//	6.45		
	計		43.68		

単位 面積：ha

種 類	森林の所在		面 積	施 業 方 法	
	市	区域		伐 採 方 法	そ の 他
都市計画区 城風致地区	金沢市	一円	1,205.00	択伐による。 当該森林の年成長率に前回の 択伐の終わった日を含む伐採 年度から伐採しようとする 前伐採年度までの年度数を 乗じて算出するものとする。 (ただし、その算出された 率が10分の3を越える ときは10分の3とする)	風致地区内 における建築等 の規制に関す る条例第5及 び第6条の定 めるところに よる。
	加賀市	//	362.15		
	計		1567.15		

単位 面積：ha

種 類	森林の所在		面 積	施 業 方 法	
	市	区域		伐 採 方 法	そ の 他
史跡名勝天 然記念物	加賀市	一円	10.86	禁伐とする	
	白山市	//	64.27		
	能美市	//	10.33		
	計		85.46		

単位 面積：ha

種 類	森林の所在		面 積	施 業 方 法	
	市	区域		伐 採 方 法	そ の 他
急傾斜崩壊 危険地区	金沢市	一円	3.44	択伐による。 当該森林の年成長率 に前回の択伐の終わっ た日を含む伐採年度か ら伐採しようとする前 伐採年度までの年度数 を乗じて算出するもの とする。 ただし、その算出さ れた率が10分の3を 越えるときは10分の3 とする)	急傾斜地の崩壊によ る災害の防止に關す る法律第7条に定め るところによる。
	小松市	//	11.28		
	加賀市	//	8.78		
	白山市	//	15.54		
	計		39.04		

#### 4 特別保護地区における制限

特別保護地区内の森林は原則として禁伐とする。ただし、学術研究その他公益上必要と認められるもの、地域住民の日常生活の維持のために必要と認められるもの、病虫害の防除・防災・風致維持その他森林の管理として行われるもの又は測量のため行われるものはこの限りでない。

#### 5 特別地域における制限

##### 1 第一種特別地域

第一種特別地域の森林は原則として禁伐とする。ただし、1のただし書きに掲げるもののほか、以下の各号の定める要件に該当するものは、風致維持に支障のない限り単木択伐法を行うことができる。

- イ 当該伐採が行われる森林の最小区分ごとに算定した択伐率が当該区分の現在蓄積の10%以内であること。
- ロ 当該伐採の対象となる木竹の樹齢が、標準伐期齢に見合う年齢に10年を加えたもの以上であること。

##### 2 第二種特別地域

イ 第二種特別地域の森林の施業は、択伐法によるものとする。ただし、風致の維持に支障のない限り皆伐法によることができる。

ロ 国定公園及び県立自然公園計画に基づく車道、歩道、集団施設地区及び単独施設の周辺（造林地、要改良林分、薪炭林を除く）は、原則として単木択伐法によるものとする。

ハ 伐期齢は標準伐期齢に見合う年齢以上とする。

ニ 択伐率は用材林においては、当該森林の年成長率に前回の択伐の終わった日を含む伐採年度から、伐採しようとする伐採年度の前年までの期間を乗じて算出するものとする。ただし、その算出された率が10分の3を越えるときは、10分の3とする。また薪炭林においては60%以内とする。

ホ 伐採及び更新に際し、特に風致上必要と認める場合は、環境部長が、伐区、樹種、林型の変更を要望することができる。

ヘ 特に指定した風致樹については、保育及び保護に努めること。

ト 皆伐法に上る場合はその伐区は次のとおりとする。

A 一伐区の面積は2ヘクタール以内とする。但し、疎密度3より多く保残木を残す場合、又は車道、歩道、集団施設地区、単独施設等の主要公園利用地点から望見されない場合は、伐区面積を増大することができる。

B 伐区は更新後5年以上経過しなければ連続して設定することはできない。この場合においても、伐区はつとめて分散させなければならない。

##### 3 第三種特別地域

第三種特別地域内の森林は、全般的な風致の維持を考慮して施業を実施し、特に施業の制限を受けないものとする。

#### 6 鳥獣保護区特別保護地区における施業要件

1 伐採の方法を制限しなければ鳥獣の生息、繁殖または安全に支障があると認められるものについては、伐採種は択伐とし（その程度が特に著しいと認められるものについては禁伐）、その他の森林にあたっては、伐採種は定めない。

2 地域森林計画の初年度以降5年間に当該計画にかかる特別保護地区内において皆伐できる面積の限度は、当該特別保護地区内の皆伐区域面積を標準伐期齢に相当する数で除して得た面積の5倍とする。

3 保護施設を設けた樹木および鳥獣の保護繁殖上必要があると認められる特定の樹木は禁伐とする。

2 林道の開設及び拡張に関する計画  
開設すべき林道の種類別及び箇所別の数量等

単位 延長：km 面積：ha

拡張すべき林道の種類別及び箇所別の数量等

単位 延長：km 面積：ha

位置（市・地区）		路線名	種類	区分	延長	利用区域 面積	前半5力年 の計画箇所
金沢市	二俣町	下出線	自動車道	(舗装)	—	402ha	○
	二俣町	下出線	自動車道	(改良)	—	402ha	○
	中戸町	笠松線	自動車道	(舗装)	—	63ha	
	甥杉町	甥杉線	自動車道	(舗装)	—	69ha	
	熊走町	犀鶴線	自動車道	(改良)	—	2,574ha	○
	大菱池町	菱池広谷線	自動車道	(改良)	—	285ha	○
	堂町	風吹線	自動車道	(改良)	—	451ha	○
	堂町	風吹線	自動車道	(舗装)	—	451ha	
	下谷町	湯涌・犀川線	自動車道	(改良)	—	61ha	○
	横谷町	順尾山線	自動車道	(改良)	—	526ha	○
	湯涌河内町	河内谷線	自動車道	(改良)	—	703ha	○
	湯涌河内町	棠ノ谷線	自動車道	(改良)	—	119ha	○
計	10路線			(改良)	28箇所		
				(舗装)	6km		
白山市		邪阿羅線	自動車道	(舗装)	—	55ha	
		上内線	自動車道	(舗装)	—	120ha	
		後山線	自動車道	(舗装)	—	73ha	
		下福岡線	自動車道	(改良)	—	72ha	
		下福岡線	自動車道	(舗装)	—		
		内尾谷線	自動車道	(改良)	—	1,086ha	○
		笠山線	自動車道	(改良)	—	669ha	
		笠山線	自動車道	(舗装)	—		
		板尾谷線	自動車道	(舗装)	—	1,314ha	
		福岡線	自動車道	(改良)	—	101ha	
		下吉野線	自動車道	(改良)	—	195ha	
		下吉野線	自動車道	(舗装)	—		
		上吉野線	自動車道	(改良)	—	448ha	
		上吉野線	自動車道	(舗装)	—		
		高倉山線	自動車道	(改良)	—	898ha	○
		瀬波谷線	自動車道	(改良)	—	1,909ha	○
		瀬波谷線	自動車道	(舗装)	—		○
		白山線	自動車道	(改良)	—	8,271ha	○
		倉谷線	自動車道	(舗装)	—	523ha	
		市原線	自動車道	(舗装)	—	30ha	○
		鷺走岳線	自動車道	(改良)	—	1,295ha	○
		鷺走岳線	自動車道	(舗装)	—		○
		大日線	自動車道	(改良)	—	635ha	
		大日線	自動車道	(舗装)	—		
		鷺走線	自動車道	(改良)	—	959ha	
		鷺走線	自動車道	(舗装)	—		
		大山線	自動車道	(改良)	—	407ha	○
		大山線	自動車道	(舗装)	—		○
		城山線	自動車道	(改良)	—	68ha	
		矢谷線	自動車道	(改良)	—	160ha	
	女原2号線	自動車道	(改良)	—	375ha		
	女原2号線	自動車道	(舗装)	—			

		野平線	自動車道	(改良)	—	311ha	
		白尾1号線	自動車道	(改良)	—	2,766ha	
		白尾1号線	自動車道	(舗装)	—		
		東二口線	自動車道	(改良)	—	114ha	
		下田原線	自動車道	(改良)	—	2,307ha	
		下田原線	自動車道	(舗装)	—		
		東荒谷線	自動車道	(改良)	—	224ha	○
		東荒谷線	自動車道	(舗装)	—		○
		明谷線	自動車道	(改良)	—	854ha	○
		明谷線	自動車道	(舗装)	—		○
		太田谷線	自動車道	(舗装)	—	401ha	
		太田谷線	自動車道	(改良)	—		○
		大杉谷線	自動車道	(改良)	—	994ha	
		大杉谷線	自動車道	(舗装)	—		
		大嵐線	自動車道	(改良)	—	47ha	
		大嵐線	自動車道	(舗装)	—		
		白尾2号線	自動車道	(改良)	—	2,766ha	
		白尾2号線	自動車道	(舗装)	—		
		赤谷線	自動車道	(改良)	—	958ha	
		赤谷線	自動車道	(舗装)	—		○
		小赤谷線	自動車道	(改良)	—	278ha	
		雄谷線	自動車道	(改良)	—	317ha	
		犀鶴線	自動車道	(改良)	—	656ha	○
		白木峠線	自動車道	(改良)	—	1,276ha	○
		青白線	自動車道	(改良)	—	111ha	○
		計	38路線		(改良)	307箇所	
				(舗装)	59km		
小松市	丸山町	大山線	自動車	(改良)	—	2,081ha	○
	大杉町	鈴ヶ岳線	自動車	(改良)	—	996ha	
	西俣町地内	動又線	自動車	(改良)	—	866ha	○
	西俣町地内	西俣線	自動車	(改良)	—	182ha	○
	大野町	大野大谷線	自動車	(舗装)	—	112ha	
	赤瀬町ほか	安谷線	自動車	(改良)	—	1,748ha	○
	打木町ほか	打木西俣線	自動車	(改良)	—	53ha	○
	遊泉寺町	遊泉寺鉾山線	自動車	(舗装)	—	121ha	
	新保町ほか	白木峠線	自動車	(改良)	—	956ha	○
	大杉町	下戸谷線	自動車	(改良)	—	120ha	○
	湯上町	安谷線	自動車	(改良)	—	1,748ha	○
	大杉町	鍋床線	自動車	(改良)	—	153ha	○
	大杉町	三ノ又線	自動車	(改良)	—	170ha	○
	計	13路線		(改良)	44箇所		
				(舗装)	2km		
加賀市	山中温泉今立町	今立大谷線	自動車	(舗装)	—	111ha	
	河南町	河南線	自動車	(改良)	—	141ha	
	直下町	東又線	自動車	(改良)	—	46ha	
	直下町	本谷線	自動車	(改良)	—	503ha	○
	熊坂町	高地線	自動車	(改良)	—	294ha	
	塔尾町	塔尾大谷線	自動車	(舗装)	—	234ha	
	山中温泉栢野町	市野々刈安線	自動車	(改良)	—	740ha	○
	山中温泉今立町ほか	立杉線	自動車	(改良)	—	763ha	○
	山中温泉大土町	大土線	自動車	(改良)	—	316ha	
	山中温泉真砂町	河内南谷線	自動車	(改良)	—	731ha	
	山中温泉生水町ほか	坂の下峠線	自動車	(改良)	—	1,106ha	○

	山中温泉今立町	安谷線	自動車	(改良)	—	1,748ha	○
	山中温泉今立町	八郎線	自動車	(改良)	—	112ha	
	山中温泉九谷町	千束谷線	自動車	(改良)	—	923ha	
	山中温泉今立町	安谷線	自動車	(改良)	—	234ha	
	計	15路線		(改良)	103箇所		
				(舗装)	7km		
能美市	和佐谷町ほか	鍋谷和佐谷線	自動車	(改良)	—	556ha	○
	金剛寺町ほか	金剛寺鍋谷線	自動車	(改良)	—	57ha	
	計	2路線		(改良)	7箇所		
				(舗装)	0km		
計	78路線		(改良)	489箇所			
			(舗装)	74km			

### 3 立木の標準伐期齢に関する指針

白山市旧吉野谷村、旧尾口村、旧白峰村における標準伐期齢は以下のとおりとする。

#### 針葉樹の基準

樹種	スギ	ヒノキ	マツ	カラマツ	アテ	モミ	その他針葉樹
標準伐期齢	50	55	40	40	50	50	50

#### 広葉樹の基準

樹種	用材林の広葉樹	薪炭・キノコ原木林等の広葉樹
標準伐期齢	65	15~30

# (附) 参 考 資 料

## 1 森林計画区の概況

### (1) 市町別土地面積及び森林面積

本計画区は、石川県南部に位置し、区域面積は201,283ha（県土面積の48%）で金沢市をはじめ7市が含まれる。南は福井県に、北は能登森林計画区の内灘町・津幡町に隣接し、東には白山連峰を有する。

本計画区の森林面積は142,104haで、うち民有林面積は107,851haと76%を占めている。国有林は本計画区東部の白山を中心に分布しており、原始的な森林がその多くを占めている。

単位 面積：ha

区 分	森林面積			区域面積 <sup>4</sup>
	総数 <sup>1</sup>	国有林 <sup>2</sup>	民有林 <sup>3</sup>	
総 計	142,104	34,253	107,851	201,283
金 沢 市	28,137	6,470	21,667	46,864
小 松 市	25,811	4,509	21,302	37,105
加 賀 市	21,179	1,387	19,792	30,587
白 山 市	63,416	21,887	41,529	75,493
能 美 市	3,561	0	3,561	8,414
川 北 町	—	—	—	1,464
野 々 市 市	—	—	—	1,356

### (2) 地 況

#### ア 気 候

日本海型の気候区に属しているが、気温が低く多雨豪雪の加賀山岳地帯と、温和な気候の加賀平野に区分される。

年間降水量は2,000～3,000mmにおよぶ多雨多雪地帯であり、特に、加賀山間部は積雪が3～4mに達する全国有数の豪雪地帯である。

単位 年間降水量：mm、最高積雪量：cm

観測地 <sup>5</sup>	年	気温（℃）			年間降水量	最高積雪量	最多風向
		最高	最低	年平均			
金 沢	23	35.8	-4.0	14.8	2,467	64	東北東
	24	36.8	-3.9	14.8	2,676	45	東北東
	25	35.4	-4.0	15.0	3,318	24	東
	26	37.3	-3.1	14.8	2,635	16	東北東
	27	37.4	-2.3	15.3	2,165	26	東北東

<sup>1</sup>総数は端数整理の関係で内訳の計と一致しない場合がある。

<sup>2</sup>国有林面積は、林野庁所管（平成27年度末石川森林管理署調べ）及び他省庁所管の森林面積（平成27年度県森林・林業要覧）。

<sup>3</sup>民有林面積は森林法第2条第3項の規定による民有林面積。

<sup>4</sup>区域面積は平成28年刊石川県統計書による。

<sup>5</sup>金沢地方気象台ホームページ「過去の気象データ」による。

## イ 主要な山岳及び河川

白山（2,702m）を最高峰とする山岳地帯と山地帯が発達し、そこから流れ出る河川の浸食、堆積によって成立した沖積平野が広がっている。

海岸部は南部を除いて単調な砂丘海岸が連なっている。

河川は、いずれも流程が短く、県内で最も長い手取川も急流河川として有名である。また、河北潟、柴山潟、木場潟といった潟湖が発達している。

単位：m

山 岳		河 川	
名 称	標高(m)	名 称	延長(m)
奈良岳	1,664	犀川	34,500
奥三方山	1,603	内川	12,850
大門山	1,572	浅野川	28,930
高三郎山	1,421	金腐川	12,280
三輪山	1,069	森下川	23,600
大日山	1,369	大聖寺川	38,010
富士写ヶ岳	942	大日川	33,710
大山	920	杖川	4,800
火燈山	911	梯川	34,650
荒倉岳	834	動橋川	20,400
大汝峰	2,684	手取川（含牛首川）	65,650
白山（御前峰）	2,702	尾添川	16,390
別山	2,399	目附谷川	14,590
三ノ峰	2,128	直海谷川	8,400
四塚山	2,520		

## （3）土地利用の現況<sup>6</sup>

本計画区域内の森林面積は142,104ha（総面積に対する割合71%）で、農地は21,093ha（10%）のうち水田は18,025ha、宅地面積は12,194haである。

単位 面積：h a

区 分	総面積	森 林	農 地			その他	
			総数	うち田	うち畑	総数	うち住宅
総 計	201,283	142,104	21,093	18,025	3,068	38,086	12,194
金沢市	46,864	28,137	4,442	3,231	1,211	14,285	4,780
小松市	37,105	25,811	4,857	3,868	989	6,437	2,043
加賀市	30,587	21,179	3,902	3,317	585	5,506	1,518
白山市	75,493	63,416	4,957	4,748	209	7,120	2,027
能美市	8,414	3,561	1,825	1,755	70	3,028	1,107
川北町	1,464	0	789	785	3	675	163
野々市市	1,356	0	320	320	0	1,036	556

<sup>6</sup>総面積、農地及びその他面積は平成28年刊石川県統計書による。

#### (4) 産業別就業者数<sup>7</sup>

本計画区の総人口は平成27年現在859,687人である。就業人口は432,591人である。就業状況は第一次産業7,958人（就業人口の2%）、第二次産業が115,440人（27%）、第三次産業が284,632人（66%）となっており農林業の占める割合は能登森林計画区より低い。

単位 人数：人

区 分	総人口	就業人口	第1次産業				第2次産業	第3次産業	その他
			計	農業	林業	水産業			
総 計	859,687	432,591	7,958	7,340	372	246	115,440	284,632	24,561
金沢市	465,810	229,392	3,150	2,889	165	96	46,508	161,389	18,345
小松市	106,940	55,682	1,143	1,074	51	18	20,088	32,214	2,237
加賀市	67,235	36,448	1,139	993	48	98	12,806	21,855	648
白山市	109,321	57,442	1,592	1,497	66	29	18,336	35,883	1,631
能美市	48,899	24,542	484	460	22	2	9,732	13,799	527
川北町	6,360	3,134	177	173	4	0	1,168	1,774	15
野々市市	55,122	25,951	273	254	16	3	6,802	17,718	1,158

<sup>7</sup>平成28年刊石川縣市町要覧による。

## 2 森林の現況

### (1) 齢級別森林資源表

民有林における人工林は27,162haで人工林率は27%と県平均41%に比べ低い。主な人工林樹種はスギであり、人工林面積全体の86%を占める。

人工林の齢級構成は10齢級以上が18,925haと7割近くを占め、本格的な利用期を迎えている。

一方、天然林は75,042haでブナ、ミズナラ、コナラ等の落葉広葉樹林がほとんどを占めている。

単位 面積：ha、材積・成長量：千m<sup>3</sup>、竹林：千束

区 分	総 数			1 齢 級			2 齢 級			3 齢 級			4 齢 級				
	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量		
立木地	総 数	107,841	19,050	176	164	0	0	186	2	0	180	5	1	453	24	2	
立木地	総 数	総 数	102,204	19,050	176	164	0	0	186	2	0	180	5	1	453	24	2
		針葉樹	28,763	10,491	138	20	0	0	18	0	0	156	4	1	410	23	2
		広葉樹	73,441	8,559	38	144	0	0	168	1	0	24	1	0	42	1	0
	人工林	総 数	27,162	9,993	136	34	0	0	22	0	0	179	5	1	439	24	2
		針葉樹	26,525	9,925	136	20	0	0	18	0	0	156	4	1	410	23	2
		広葉樹	638	69	0	14	0	0	4	0	0	23	1	0	28	1	0
天然林	総 数	75,042	9,057	40	130	0	0	164	1	0	1	0	0	14	0	0	
	針葉樹	2,239	567	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	広葉樹	72,803	8,490	38	130	0	0	164	1	0	1	0	0	14	0	0	
竹 林	841																
無立木地	4,796																

区 分	5 齢 級			6 齢 級			7 齢 級			8 齢 級			9 齢 級				
	面積	材積	成長量														
立木地	総 数	1,001	95	7	1,242	191	10	1,464	313	12	1,661	445	14	2,630	821	19	
立木地	総 数	総 数	1,001	95	7	1,242	191	10	1,464	313	12	1,661	445	14	2,630	821	19
		針葉樹	982	94	7	1,214	189	10	1,362	305	12	1,578	438	14	2,372	795	18
		広葉樹	20	1	0	28	2	0	102	8	0	83	7	0	259	26	0
	人工林	総 数	1,001	95	7	1,223	190	10	1,367	305	12	1,596	439	14	2,376	795	18
		針葉樹	982	94	7	1,214	189	10	1,362	305	12	1,578	438	14	2,371	795	18
		広葉樹	19	1	0	9	1	0	5	0	0	18	2	0	5	0	0
天然林	総 数	0	0	0	20	1	0	97	8	0	65	6	0	254	26	0	
	針葉樹	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	
	広葉樹	0	0	0	20	1	0	97	8	0	65	6	0	254	25	0	
竹 林																	
無立木地																	

区 分		10 齡級			11 齡級			12 齡級			13 齡級			14 齡級			
		面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	
立木地	總 数	4,315	1,373	23	7,177	1,834	20	9,011	1,975	16	19,390	3,156	17	10,838	1,525	6	
	總 数	總 数	4,315	1,373	23	7,177	1,834	20	9,011	1,975	16	19,390	3,156	17	10,838	1,525	6
		針葉樹	3,672	1,311	22	3,964	1,509	18	3,097	1,329	12	2,851	1,315	9	861	382	2
		広葉樹	643	62	1	3,212	325	2	5,914	646	4	16,540	1,842	8	9,977	1,143	4
	人工林	總 数	3,645	1,306	22	3,867	1,487	17	3,020	1,305	12	2,813	1,288	9	754	347	2
		針葉樹	3,642	1,306	22	3,839	1,483	17	2,950	1,296	12	2,653	1,268	8	686	339	2
		広葉樹	4	0	0	28	3	0	69	8	0	161	20	0	67	8	0
	天然林	總 数	670	67	1	3,309	348	3	5,992	670	4	16,577	1,869	8	10,084	1,178	4
		針葉樹	31	6	0	126	26	0	147	33	0	198	47	0	175	43	0
		広葉樹	639	61	1	3,184	322	2	5,845	637	4	16,379	1,822	8	9,909	1,135	4
竹 林																	
無立木地																	

区 分		15 齡級			16 齡級			17 齡級			18 齡級			19 齡級			
		面積	材積	成長量	面積	材積	成長量										
立木地	總 数	8,453	1,348	5	6,697	1,088	4	6,985	1,096	4	7,105	1,237	5	3,670	705	3	
	總 数	總 数	8,453	1,348	5	6,697	1,088	4	6,985	1,096	4	7,105	1,237	5	3,670	705	3
		針葉樹	926	455	2	790	377	2	727	340	1	979	457	2	687	324	2
		広葉樹	7,526	893	3	5,907	711	3	6,257	756	3	6,126	780	3	2,983	382	2
	人工林	總 数	879	433	2	703	350	2	625	311	1	775	401	2	566	291	1
		針葉樹	807	424	2	670	346	2	608	309	1	750	398	2	558	290	1
		広葉樹	72	9	0	33	4	0	17	2	0	25	3	0	8	1	0
	天然林	總 数	7,573	915	3	5,994	738	3	6,359	785	3	6,330	836	4	3,104	414	2
		針葉樹	120	31	0	120	31	0	119	31	0	229	60	0	130	34	0
		広葉樹	7,454	884	3	5,874	707	3	6,240	753	3	6,101	777	3	2,974	381	2
竹 林																	
無立木地																	

区 分		20 齡級以上			
		面積	材積	成長量	
立木地	總 数	9,582	1,816	8	
	總 数	總 数	9,582	1,816	8
		針葉樹	2,095	843	4
		広葉樹	7,487	973	5
	人工林	總 数	1,278	621	3
		針葉樹	1,251	618	3
		広葉樹	27	3	0
	天然林	總 数	8,304	1,194	5
		針葉樹	844	225	1
広葉樹		7,460	969	5	
竹 林					
無立木地					

(2) 所有形態別森林資源表

「石川県森林・林業要覧」（石川県農林水産部）参照のこと。

(3) 法令により施業について制限を受けている森林、普通林別森林資源表

民有林の制限林は41,166haで保安林や自然公園等である。

単位 面積：ha、材積・成長量：千m<sup>3</sup>、立竹：千束

区 分		総 数			制限林			普通林				
		面 積	材 積	成長量	面 積	材 積	成長量	面 積	材 積	成長量		
総 数		107,841	19,412	176	41,166	6,794	65	66,675	12,618	112		
総 数	針葉樹	28,763	10,491	138	8,813	3,171	47	19,950	7,320	91		
	広葉樹	73,441	8,559	38	28,960	3,511	18	44,481	5,048	20		
立 木 地	人工林	総数	針葉樹	26,525	9,924	136	8,401	3,058	46	18,124	6,867	90
			広葉樹	638	69	0	184	16	0	454	52	0
		育成単層林	針葉樹	26,299	9,908	136	8,351	3,053	46	17,948	6,855	90
			広葉樹	632	68	0	178	16	0	454	52	0
		育成複層林	針葉樹	226	17	0	50	5	0	176	12	0
			広葉樹	6	0	0	6	0	0	0	0	0
	天然林	総 数	針葉樹	2,239	567	2	412	113	0	1,827	454	2
			広葉樹	72,803	8,490	38	28,776	3,494	18	44,027	4,996	20
		育成単層林	針葉樹	0	0	0	0	0	0	0	0	0
			広葉樹	253	2	0	14	0	0	239	2	0
		育成複層林	針葉樹	0	0	0	0	0	0	0	0	0
			広葉樹	46	5	0	37	4	0	9	1	0
天然生林		針葉樹	2,238	567	2	412	113	0	1,827	453	2	
		広葉樹	72,504	8,483	38	28,726	3,490	18	43,778	4,994	20	
竹 林		841	( 362 )	0	261	( 112 )	0	579	( 249 )	0		
無立木地	総 数	4,796	0	0	3,132	0	0	1,664	0	0		
	伐採跡地	100	0	0	31	0	0	69	0	0		
	未立木地	4,696	0	0	3,101	0	0	1,595	0	0		

(4) 市町別森林資源表

市 町	総 数	立 木 地											
		総 数			人 工 林								
		総 数			育 成 単 層 林			育 成 複 層 林					
		総 数	針	広	総 数	針	広	総 数	針	広	総 数	針	広
計画 面積	107,841	102,205	28,763	73,441	27,162	26,525	638	27,094	26,462	632	68	63	6
区計 材積	19,412	19,050	10,491	8,559	9,993	9,925	69	9,976	9,908	68	17	17	0
面積	21,657	19,985	5,208	14,777	5,398	4,990	408	5,381	4,974	408	16	16	0
金沢市 材積	4,008	3,725	1,812	1,913	1,795	1,745	50	1,790	1,740	50	5	5	0
面積	21,302	20,715	6,920	13,795	6,018	5,975	43	6,009	5,966	42	10	9	1
小松市 材積	3,289	3,264	1,962	1,302	1,735	1,732	3	1,733	1,730	3	2	2	0
面積	19,792	19,414	7,349	12,065	6,807	6,711	97	6,783	6,686	97	24	24	0
加賀市 材積	3,394	3,366	2,218	1,148	2,068	2,059	9	2,061	2,052	9	7	7	0
面積	41,529	38,595	7,778	30,817	7,770	7,681	89	7,753	7,668	85	17	13	5
白山市 材積	8,053	8,031	4,021	4,011	3,999	3,992	7	3,997	3,990	7	3	2	0
面積	3,561	3,496	1,508	1,988	1,169	1,168	1	1,168	1,167	1	1	1	0
能美市 材積	668	664	479	185	396	396	0	396	396	0	0	0	0

単位 面積：h a、材積は千m<sup>3</sup>、立竹は千束

立 木 地												竹 林	無立木地		
天 然 林													総 数	伐採 跡地	未立 木地
総 数			育成単層林			育成複層林			天然生林						
総 数	針	広	総数	針	広	総数	針	広	総 数	針	広				
75,042	2,239	72,804	253	0	253	47	0	46	74,742	2,238	72,504	841	4,796	100	4,696
9,057	567	8,490	2	0	2	5	0	5	9,050	567	8,483	( 362 )	0	0	0
14,587	218	14,369	146	0	146	21	0	21	14,421	218	14,203	658	1,014	2	1,012
1,931	67	1,863	2	0	2	2	0	2	1,927	67	1,859	( 283 )	0	0	0
14,696	944	13,752	58	0	58	5	0	5	14,633	944	13,689	57	531	18	512
1,529	230	1,299	0	0	0	0	0	0	1,529	230	1,298	( 25 )	0	0	0
12,607	638	11,968	20	0	20	5	0	5	12,581	638	11,943	67	311	19	292
1,298	158	1,140	0	0	0	0	0	0	1,297	158	1,139	( 29 )	0	0	0
30,825	98	30,728	19	0	19	15	0	15	30,791	97	30,693	50	2,883	58	2,825
4,032	28	4,003	0	0	0	2	0	2	4,030	28	4,001	( 22 )	0	0	0
2,327	340	1,987	11	0	11	0	0	0	2,316	340	1,976	9	57	2	55
268	82	185	0	0	0	0	0	0	268	82	185	( 4 )	0	0	0

(5) 樹種別材積表

単位 材積:千m3

加賀 計 画 区	市 町	人工林							天然林		
		スギ	ヒノキ	マツ	加マツ	アテ	その他針	広葉樹	マツ	その他針	広葉樹
	金沢市	1,588	27	100	1	29	1	50	67	0	1,863
	小松市	1,600	72	58	1	1	0	3	230	1	1,299
	加賀市	1,788	61	195	11	4	1	9	158	0	1,140
	白山市	3,950	13	21	2	5	0	7	15	13	4,003
	能美市	351	8	35	0	1	0	0	82	0	185
	計画区計	9,276	182	409	16	40	2	69	553	14	8,490

(6) 森林の被害

単位：h a ・ m3

種 類	山 火 事 (ha)			水 害 (ha)			雪 害 (ha)			虫 害 <sup>8</sup> (m3)		
	25	26	27	25	26	27	25	26	27	25	26	27
総 計	0.75	0.48	0.04	0.01	0.03	0.02				3,221	2,940	2,378
金沢市	0.68	0.48	0.04		0.03					1,379	1,276	497
小松市				0.01		0.02				796	263	267
加賀市										124	227	789
白山市	0.07									725	1,015	582
能美市										196	159	243

<sup>8</sup> 虫害は松くい虫とナラ枯れの合計。

### 3 林業の動向

#### (1) 保有山林規模別林家数<sup>9</sup>

1 ha 以上の山林を保有する林家は 3,971 戸であり、所有規模別にみると、5 ha 未満の林家が 2,736 戸（69%）で、その零細性がうかがわれる。

単位 戸数：戸

区分	総数	1ha～ 3ha	3ha～ 5ha	5ha～ 10ha	10ha～ 50ha	50ha～ 100ha	100ha 以上
総計	3,971	2,035	701	591	567	48	29
金沢市	1,268	774	236	143	103	5	7
小松市	822	420	131	127	134	9	1
加賀市	750	305	127	133	167	13	5
白山市	897	390	174	152	147	19	15
能美市	197	125	28	32	11	1	-
川北町	3	1	1	-	1	-	-
野々市市	34	20	4	4	4	1	1

<sup>9</sup> 2010年世界農林業センサスによる。

(2) 森林経営計画の認定状況

単位 面積：ha

市町村名	計画の種類	森林経営計画						
		作成件数等				人天別面積		
		件数	対象森林面積	間伐下限面積	間伐計画面積	人工林	天然林等	計
加賀計画区	林班計画	70	16,819	721	1,432	4,868	11,999	16,867
	うち属人計画との重複							
	区域計画							
	属人計画	4	3,470	122	1,303	2,822	644	3,467
	計	74	20,288	843	2,735	7,690	12,643	20,333

(3) 森林組合及び生産森林組合の現況

市町別		組合名	組合員数	常勤 役員数	出資金 総数	組合員所有(または組合経営)森 林面積
			(人)	(人)	(千円)	(ha)
森林組合	金沢市	金沢	4,061	1	289,708	17,617
	かほく市					
	津幡町					
	白山市	かが	6,531	2	274,659	70,872
	能美市					
	小松市					
	加賀市					
小計			10,592	3	564,367	88,489
生産森林組合	小松市	上大杉	50		7,500	406
	加賀市	瀬越	37		1,466	10
		枯淵町	18		3,400	171
		片谷町	25		3,500	668
		九谷	21		557	557
	白山市	月橋	101		1,725	61
		赤谷	68		12,920	587
		左礫	33		25,200	1,001
	金沢市	小原町	37		427	18
	かほく市	笠島	41		82	58
	津幡町	瓜生	21		3,070	93
小計			452	0	59,847	3,630
合計			11,044	3	624,214	92,119

平成27年度森林組合一斉調査

#### (4) 林業事業体等の現況

本計画区における平成26年の素材生産量は、42千m<sup>3</sup>で県生産量の33%を占めている。石川県における平成26年の素材需要量は362千m<sup>3</sup>であり、22%が製材用である。外材供給量は74千m<sup>3</sup>で外材依存度20%となっている。

単位：事業体数

区 分	素材生産を行う 林業経営体数 <sup>10</sup>	木材卸売業 <sup>11</sup> (うち素材市売市場)	木材・木製品 製造業 <sup>12</sup>
総 計	36	2 (2)	45
金沢市	7	1 (1)	18
小松市	12	1 (1)	6
加賀市	10	—	7
白山市	6	—	9
能美市	1	—	5
川北町	—	—	—
野々市市	—	—	—
素材生産量(m <sup>3</sup> )	42,300		
取扱量(m <sup>3</sup> )		素材 9,579/製品 374	
出荷額(千円)			13,535,250

#### (5) 林業労働力の概況

「森林組合統計書」（石川県農林水産部森林管理課）参照のこと。

<sup>10</sup> 素材生産を行う林業経営体数については2010年農林業センサスによる（IV 林業経営体 17 林産物）。

素材生産業の生産量は、平成26年次版石川県における木材需給と製材工業の動向による。

<sup>11</sup> 木材卸売業の取扱量は、平成26年次版石川県における木材需給と製材工業の動向による。

<sup>12</sup> 木材・木製品製造業は平成28年刊石川県市町要覧による。

(6) 林業機械化の概況

区 分	台数 (加賀森林計画区内)
ウィンチ付きグラップル	5
グラップル	11
タワーヤーダ	2
フォワーダ	12
ハーベスタ	6
フェラーバンチャ	1
プロセッサ	4

(7) 作業路網等整備の概況

平成27年度末における本計画区の林道及び作業道の総延長は1,482.7kmで、林内路網密度は13.75m/haである。林内公道952.0kmと合わせると林内路網密度は22.6m/haとなっている。

林道・作業道の整備状況<sup>13</sup>

単位 面積：ha、延長：km、密度：m/ha

区 分	民有林面積	林 道 <sup>14</sup>		作 業 道		総 延 長	
		延 長	密 度	延 長	密 度	延 長	密 度
総 計	107,841	1,000.2	9.28	482.4	4.47	1,482.7	13.75
金沢市	21,657	249.1	11.50	127.1	5.87	376.3	17.37
小松市	21,302	233.6	10.97	157.0	7.37	390.7	18.34
加賀市	19,792	143.6	7.25	69.6	3.52	213.2	10.77
白山市	41,529	331.9	7.99	109.0	2.62	440.9	10.62
能美市	3,561	42.0	11.81	19.6	5.50	61.6	17.31

(8) その他

特用林産物の生産<sup>15</sup>

きのこ生産量は、生シイタケ307t（県生産量の53%）、乾シイタケ0.3t（1.9%）、ヒラタケ0.3t（88%）、ナメコ161t（99%）となっている。また、マイタケは59t（100%）生産されている。

<sup>13</sup> 延長は平成27年度末現在。

<sup>14</sup> 林道は軽車道を含む。

<sup>15</sup> 平成27年度石川県特用林産物需給動向。

# (附) 石川県天然更新完了基準書

## 1 目的

本基準書は、国が策定した「天然更新完了基準書作成の手引きについて（平成24年3月30日付け23林整計第365号林野庁森林整備部計画課長通知）」を踏まえ、地域森林計画及び市町村森林整備計画で定める天然更新に関する計画事項に沿った適確な天然更新を確保するために、基本的な技術指針とともに、天然更新完了の判断に必要な具体的基準を定めるものである。伐採等の届出に係る更新状況の確認業務をはじめ、天然更新の技術指導等の業務に本基準書を用いることで、健全な森林の維持・造成の確保に資するものとする。

## 2 用語の定義

本基準書で用いる用語は、次のとおりとする。

- 1 「更新」とは、無立木地（伐採跡地及び未立木地）において、更新樹種を育成し、再び立木地とすることをいう。  
立木地とは、樹冠疎密度が10分の3以上である森林、幼齢林（おおむね15年生未満の立木から成る森林をいう。）にあっては立木度が3以上である森林の土地をいう。
- 2 「更新樹種」とは、将来の森林の林冠を構成する樹種又は将来確実に極相状態に遷移することが見込まれる場合の高木性先駆種に属するものをいう。
- 3 「天然更新」とは、天然下種更新、ぼう芽更新、伏条更新、前生稚樹による更新及びこれらを組み合わせたもので、主として天然力による更新を指す。これに対し「人工造林」とは、植栽、播種など、人為による更新をいう。
- 4 「天然更新補助作業」とは、地表処理、刈出し、天然更新の不十分な箇所に行う補助的な植込み等、更新樹種が生育できる空間や光、土壌環境等を確保するために行う作業をいう。
- 5 「更新の完了」とは、無立木地において更新樹種が十分に発生・成長し、目標とする森林が成立すると見込まれる状態とする。
- 6 「立木度」とは、現在の林分の立木の本数を当該林分と同一の樹種及び林齢に相当する期待成立本数で除して得た値を十分率をもって表す。

$$\text{立木度} = \frac{\text{現在の立木の本数(本/ha)}}{\text{当該林分と同一の樹種及び林齢に相当する期待成立本数(本/ha)}} \times 10$$

- 7 「期待成立本数」とは、現実林分における樹種別、林齢別の標準的なヘクタール当たり本数のことをいう。

期待成立本数は、各地域の収穫表、収穫予想表、密度管理図及び調査研究結果等を参考に定められるものである。なお、天然更新の判定の対象となる幼齢林についての期待成立本数は、市町村森林整備計画において「天然更新の対象樹種の期待成立本数」として定められた本数とする。

## 3 天然更新の完了の確認

- 1 天然更新の完了の確認（更新調査）は、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して5年を経過する日までに行うものとする。
- 2 天然更新の完了の確認は、原則として、天然更新完了基準書に基づき、現地において更新調査により行うものとする。
- 3 更新調査の標準的な調査時期は9月～11月とするが、現地状況に応じて、稚樹の優劣関

係や他植物との競合関係を適切に把握できる時期であればこの限りではない。

- 4 第1項の更新調査を行った結果、更新が完了していない場合で、引き続き天然更新による更新を維持する場合は、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して7年を経過する日までに再調査を行うものとする。なお、更新の方法を人工造林へ変更し、植栽により十分な数の更新樹種を成立させた場合は、その時点で、更新完了とすることができる。

#### 4 天然更新対象地

- 1 本基準の対象とする森林は、伐採及び伐採後の造林の届出書及び森林経営計画書において天然更新を実施予定とする伐採跡地のほか、更新状況を判定する必要がある過去の伐採跡地等とする。
- 2 市町村森林整備計画で定められる「植栽によらなければ適確な更新が困難な森林」では、天然力による更新が期待できないため、原則として、天然更新を計画しないものとする。
- 3 「植栽によらなければ適確な更新が困難な森林」以外の森林であっても、更新対象地の周囲の森林の状況、森林被害の発生状況等を総合的に勘案し、更新樹種の生育可能性を検討の上、天然更新を計画するか否かの判断を行うものとする。

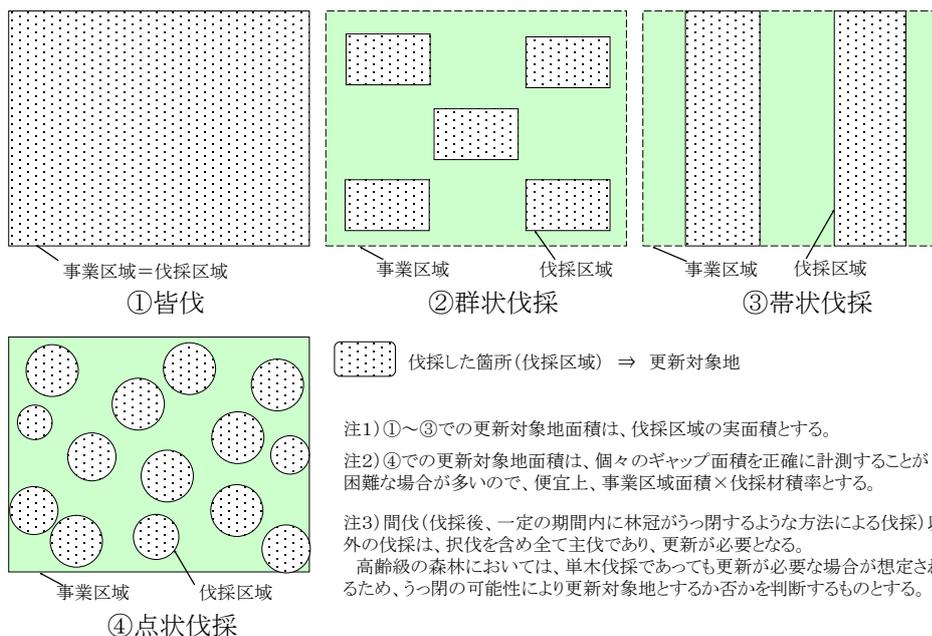
特に、草本類等の繁茂が著しい場所での被圧、動物の食害等の被害が発生する場所においては、

- ①森林被害の種類、頻度
  - ②被害に対する更新樹種の耐性、被害後の回復の見通し
  - ③繁茂する草本類の除去や動物の食害防除対策などの作業の実効性
- 等を十分検討するものとする。

- 4 更新対象地の面積は、伐採後に天然更新により更新樹種を育てる箇所（以下、伐採区域という）の実面積とする。

なお、点状の伐採（間伐を除く。残存木が少数となる強度な点状伐採も含む。）を行う場合、伐採によって林冠が開いた箇所（いわゆるギャップ）が更新対象地となるが、その面積を正確に計測することは困難な場合が多い。このような場合は、伐採区域を含む事業対象の区域（以下、事業区域という）の面積に材積伐採率を乗じたものを更新対象地面積として取り扱う。

## ○ 更新対象地のイメージ



- 5 岩石地など更新が困難な箇所については、あらかじめ伐採対象から除外することが必要である。
- 6 人工林を伐採し天然更新を計画する場合は、近隣の伐採跡地や若齢の造林地における更新樹種の生育状況、人工林の林床に生育する若齢木及び前生稚樹の有無、周囲の種子の供給源となる広葉樹林の有無などから天然更新の実施の可否を判断するものとする。
- [参考]：鳥散布の種子を持つ樹種が種子供給源となりうる範囲は100m以内、それ以外の種子を持つ樹種の場合は50m以内と言われる（出典：中西弘樹、種子はひろがる－種子散布の生態学、平凡社、256pp）。
- 7 将来の生育可能性について、定量的な判断基準を設定することは一般に困難であることから、周辺の伐採跡地での更新状況などの目視、聞き取りや既存資料及び文献等の利用可能な情報を元に判断するものとする。
- 8 3の「周囲の森林の状況」は、周囲の森林におけるササ・タケ類の有無、更新樹種の生育状況及び森林に被害を及ぼす動物の痕跡の有無等を確認するものとする。
- 9 3の「森林被害の発生状況」は、伐採を計画している箇所における伐採前の森林被害の発生状況（原因、被害程度等）に加え、周囲の森林及び伐採跡地における森林被害の発生状況、過去の森林被害記録並びに回復の見通し等を勘案し、今後の被害発生の可能性を検討するものとする。
- 10 寒風害、雪害、干害等の気象害の可能性の有無についても十分留意するものとする。
- 11 周辺森林においてニホンジカ、ニホンカモシカ、ノウサギ、ハタネズミ等による食害が認められる地域において天然更新を計画する場合は、事前に防除対策について十分検討するとともに、更新困難地を生じさせないために安易な主伐を行わないようにする。

## 5 更新対象樹種

天然更新の対象樹種は、当該伐採跡地が存在する市町が市町村森林整備計画において定める「天然更新の対象樹種」とする。また、「うち、ぼう芽による更新が可能な樹種」として定められた樹種が生育する森林（十分なぼう芽能力が期待できない樹齢のもの（下記参考）を除く）を伐採した場合は、ぼう芽による更新を計画することができる。

なお、ササ、タケ類は樹木ではなく、更新樹種とはならない。これらが優占する箇所は笹生地、竹林として取り扱うものとする。

[参考]：コナラ等の薪炭林 50年生以上（株の直径およそ30cm以上）でぼう芽力が衰え始める（出典「里山の森作りガイド」、石川県森林管理課、2008）。コナラ二次林 伐採後のぼう芽再生力の調査の結果、ぼう芽更新が期待できるのは45年生程度まで（県林業

試験場研究報告、2012)。

## 6 天然更新及び更新補助作業

### 1 天然更新の標準的な方法

#### ア 天然下種更新

天然力により種子を散布し、その発芽、成長を促して更新樹種を成立させるために行うものとする。種子の供給源となる広葉樹林等からの距離、母樹の保存、種子の結実等に配慮すること。

#### イ ぼう芽更新

樹木を伐採し、その根株からのぼう芽を促して更新樹種を成立させるために行うものとする。ぼう芽力を確保する観点から伐採を行う時期(季節)並びに樹種、林齢及び根株の直径等に留意すること。

#### ウ 伏条更新

下枝を直接地面に触れさせ、そこから新たに根を発生させることで独立した樹木として成立させるために行うものとする。

#### エ 前生稚樹による更新

伐採前の林床に既に生育している前生稚樹を保残し、後継樹として成立させるために行うものとする。

### 2 天然更新補助作業の標準的な方法

自然に推移させると更新の完了した状態にならないと判断される場合には、下記の天然更新補助作業を実施するものとする。実施にあたっては、市町村森林整備計画に定める標準的な方法に基づくこと。なお、天然更新補助作業は、更新樹種が生育できる空間や光、土壌環境を確保するための作業であり、更新を誘導するため事前に行うものと更新の推移を踏まえ追加的に行う場合があるので、必要に応じて実施すること。

#### ア 地表処理

ササや粗腐植の堆積等により天然下種更新が阻害されている箇所について、種子の確実な定着と発芽を促し、更新樹種が良好に生育できる環境を整備するために地表かき起こし、枝条整理等を行うものとする。

#### イ 刈出し

ササ、低木、シダ類、キイチゴ類、高茎草本等の競合植物により更新樹種の生存、生育が阻害されている箇所について刈払い等を行うものとする。

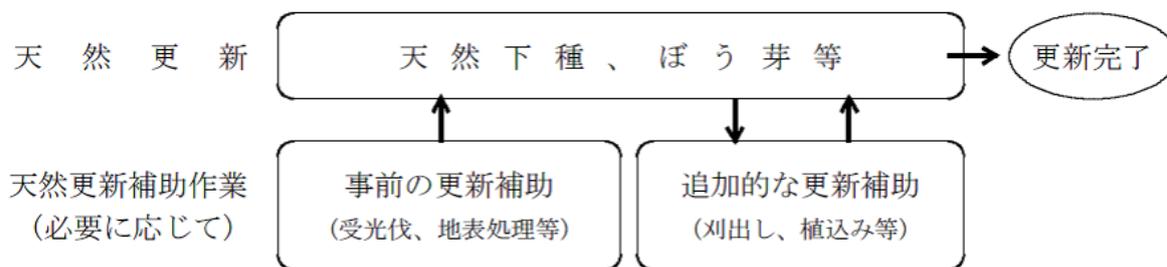
#### ウ 植込み

更新樹種の生育状況等を勘察し、天然更新が不十分な箇所に必要な本数を植栽するものとする。

#### エ 芽かき

ぼう芽更新では、樹種や林齢等により一株から多数のぼう芽稚樹が発生する場合があるので、ぼう芽の発生状況等を考慮の上、必要に応じて優良なぼう芽稚樹を残すために芽かきを行うものとする。

○ 天然更新及び天然更新補助作業

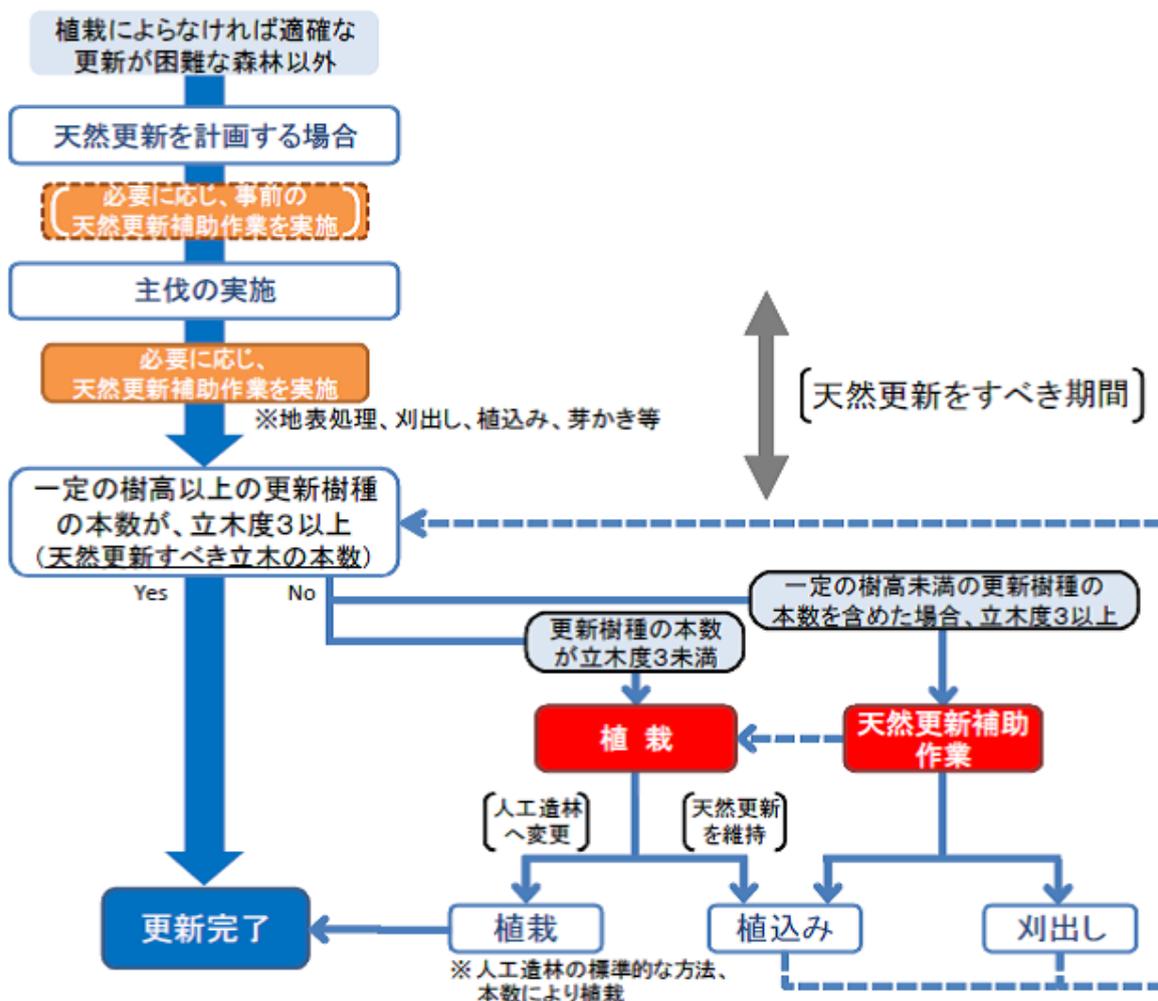


※全面的に植栽した場合等は更新完了とする。

## 7 天然更新の判定基準

天然更新の判定フローを次図に示す。

## ○ 天然更新の判定フロー



### 7-1 稚樹高

更新樹種の成立本数として算入する稚樹の高さについては、更新樹種の確実な成立のために周辺の植生（更新樹種の生存、生長を阻害するササ、低木、シダ類、キイチゴ類、高茎草本等の競合植物をいう。）の草丈に一定程度の余裕高を加えた上で定めるものとする。

このことから、必要となる更新樹種の稚樹高は、下表により、競合植物の草丈に応じて決定することとする。

○成林に必要な稚樹高

競合植物の草丈 (cm)	10	20	30	40	50	60	70	80	90	100	110	120	130	140	150	160	170	180	190	200
必要稚樹高 (cm)	50	80	110	130	150	180	200	230	250	270	290	310	330	340	360	380	400	410	430	450

注) 天然更新完了基準書作成の手引き（解説編）より。成立本数3,000本/haの場合を引用。

### 7-2 天然更新すべき立木の本数

- 1 天然更新すべき立木の本数は、基本的には更新樹種の期待成立本数に10分の3を乗じた本数以上、つまり立木度3以上となる本数とする。更新樹種の成立本数が当該本数以上であるか否かにより更新の判定を行うものとする。
- 2 ぼう芽更新では、発生直後に一株から多数のぼう芽稚樹が発生した場合、個体間及び個体内の競争によりぼう芽の本数が減少するとともに、芽かきにより不用なぼう芽を取り除くことが見込まれるため、ぼう芽稚樹の全数を更新樹種の成立本数としてカウントすることは望ましくない。このため、一株当たり5本を上限としてカウントすることとする。
- 3 皆伐による伐採跡地など、更新樹種が一斉に成立している場合は、更新樹種が立木度3以

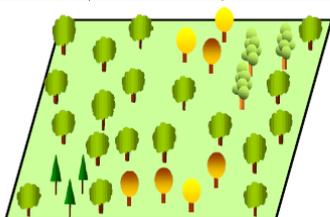
上であるか否かにより、天然更新すべき立木の本数を満たしているか判断するものとする（例1）。

点状伐採を行い事業区域内に残存木が混在している場合は、樹種別、階層別に算出した立木度の総和が立木度3以上であるか否かにより、天然更新すべき立木の本数を満たしているか判断するものとする（例2）。

- 4 上層木、中層木の期待成立本数は、原則として林分密度管理図から設定し（例3）、この方法によりがたい下層木については、市町村森林整備計画に定める期待成立本数を適用するものとする。

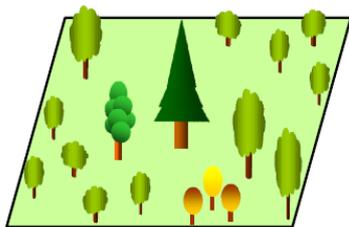
○ 例1 皆伐の場合

樹種	層区分	a	b	c=b/a	備考
		期待成立本数 (本/ha)	成立本数 (本/ha)	立木度	
その他広葉樹	—	10,000	3,400	0.34	更新樹種
計				0.34	0.3以上で更新完了



○ 例2 残存木が混在している場合

樹種	層区分	a	b	c=b/a	備考
		期待成立本数 (本/ha)	成立本数 (本/ha)	立木度	
スギ	上	1,800	100	0.06	残存木(上層)
その他広葉樹	中	3,000	400	0.13	残存木(中層)
その他広葉樹	下	10,000	1,200	0.12	更新樹種(下層)
計				0.31	0.3以上で更新完了

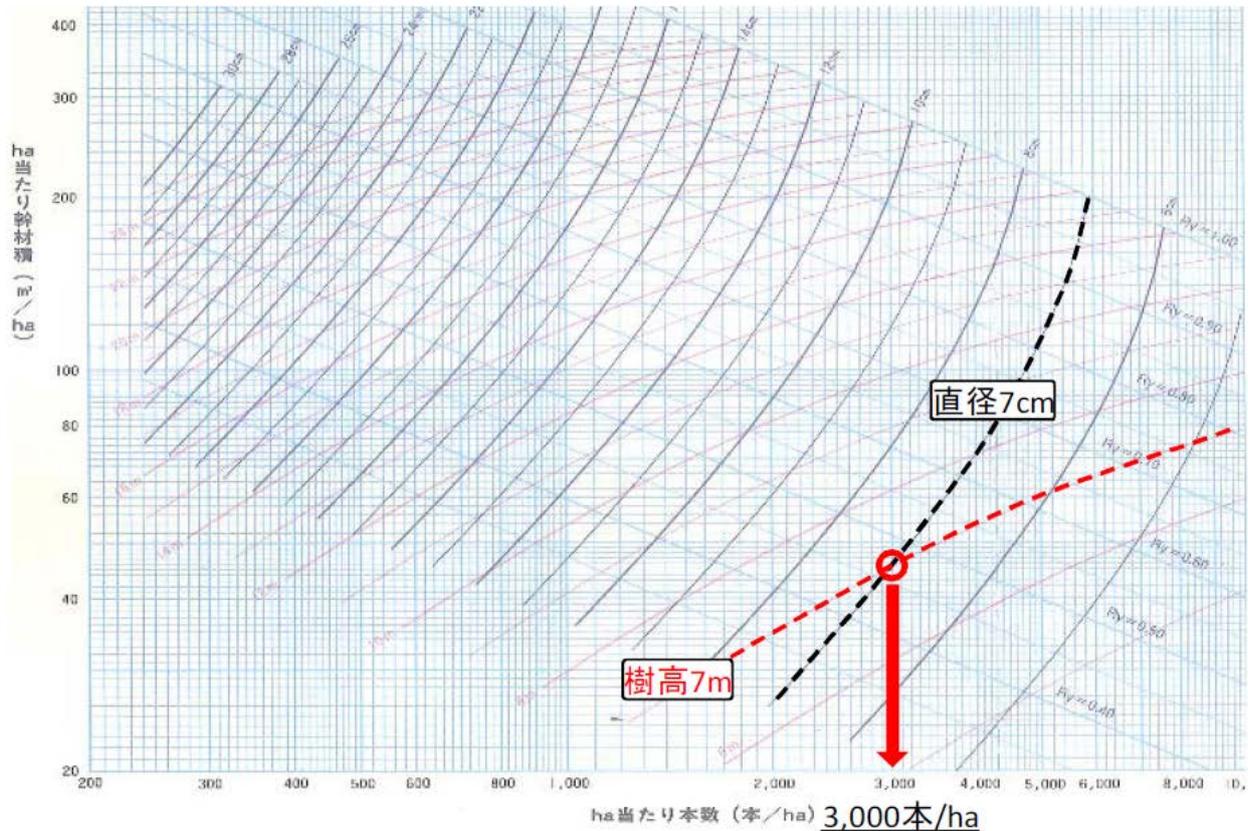


※ 樹種別、階層別に算出した立木度の総和が、立木度3以上あれば更新完了とする。

〔参考〕天然更新すべき立木の本数の計算例

例えば、更新調査の結果、立木度が2.5であった場合は、立木度0.5 (=3.0-2.5) に相当する本数が不足しているため、10,000本/ha×0.5/10=500本/haの植栽等が必要となる。

○ 例3 林分密度管理図による中層木の期待成立本数の設定例



## 8 更新調査

- 1 更新調査は、原則として更新対象地ごとに行うものとする。ただし、点状伐採（間伐を除く。残存木が少数となる強度な点状伐採も含む。）を行った場合には、事業区域ごとに行うものとする。
- 2 更新調査は、原則として更新対象地（点状伐採にあっては事業区域）内に設けた調査区画にて行うこととする（図1）。
- 3 更新調査は、以下の手順で行う。

1) 調査区画の数は、下記を目安とする。ただし、点状伐採にあっては事業区域面積×伐採材積率＝更新対象地面積とする（図1右の※）。

○更新対象地面積 1haあたり1箇所（ha未満の端数は切り上げ）

2) 調査区画は、更新対象地の地形植生等を考慮のうえ、バランスよく選択する（例えば、調査区画が1箇所の場合は平均的な箇所、複数の場合は尾根、中腹、谷筋の箇所をまんべんなく選択するなど）。また、点状伐採を行った場合は、伐採により樹冠が開いた箇所（ギャップ）を含めるように設置すること。

3) 同一の更新対象地（点状伐採にあっては事業区域）に複数の調査区画を設置する場合、互いにおおむね30m以上離して設けることとする。

4) 調査区画のタイプは、伐採方法に応じて以下のとおりとする。

○点状伐採以外の場合：タイプA（図1左）

調査区画の大きさは、2m×10mを標準とし、それを5分割して2m×2mの小区画を5箇所設けることとする。

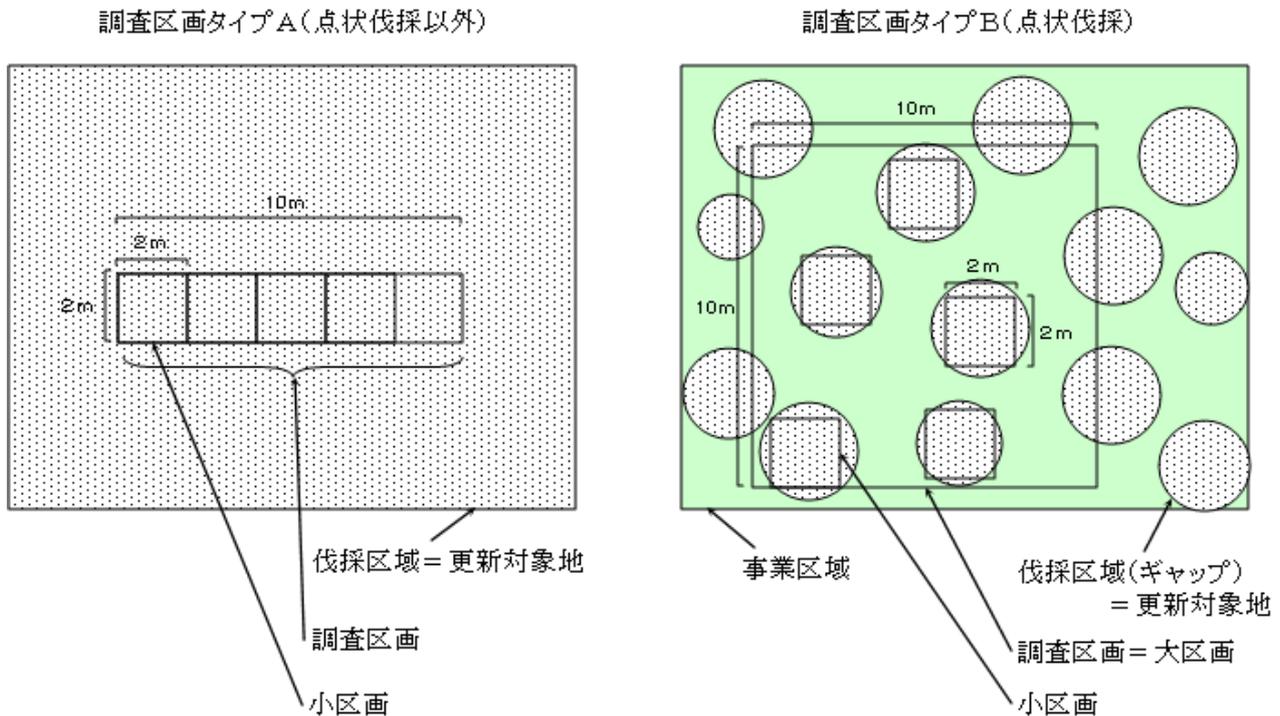
○点状伐採の場合：タイプB（図1右）

調査区画の大きさは、10m×10mを標準とし、これを大区画とする。更に大区画の中

で、ギャップとなっている位置に2m×2mの小区画を最大5箇所設けることとする。大区画は残存木の調査に、小区画は更新樹種の調査に使用する。

- 5) 小区画ごとに、小区画の1対角に位置する競合植物の草丈を2個体ずつ（1調査区画で最大10個体分）を0.1m単位で測定し、当該調査区画での平均草丈を算出する（図2）。
- 6) 「6-1 稚樹高」の表より、必要な更新樹種の稚樹高を求める。
- 7) 小区画ごとに、6)の必要稚樹高以上の更新樹種（「5 更新対象樹種」に該当する樹種に限る）の本数をカウントし野帳に記載する。ただし、ぼう芽更新の場合は、一株当たりでカウントできる本数は5本までであるので注意すること。
- 8) タイプBの場合、大区画内に生育する残存木の樹種、層区分（上層木・中層木の別）、胸高直径、樹高を調査し野帳に記載する。なお、ここで残存木に算入できるのは、樹高が概ね5m以上の個体とする。
- 9) 複数の調査区画を設けた場合は、5)～8)の作業を繰り返す。
- 10) 「7-2 天然更新すべき立木の本数」の項を参考に、更新の判定を行う。複数の調査区画を設けた場合は、全ての調査区画で判定基準を満たすことをもって、当該更新対象地（点状伐採にあっては事業区域）の更新が完了したと見なす。

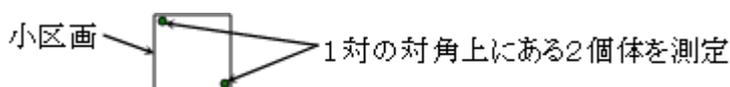
○ 図1 更新対象地と調査区画の関係



※更新対象地面積は、伐採区域の実面積とする。

※更新対象地面積は、個々のギャップ面積を計測することが困難なので、便宜上、事業区域面積×伐採材積率とする。

○ 図2 小区画内での競合植物の草丈測定箇所



- 4 調査時に、稚樹の生存、生長を阻害するササ、低木、シダ類、キイチゴ類、高茎草本等の競合植物の草丈を超える更新樹種の稚樹が多数成立し、明らかに更新の判定基準を満たしている場合には、目視とすることができる。この場合、その旨記載した野帳及び写真を保管すること。

また、点状伐採を行った場合の事業区域において、残存木が多数生育し、残存木のみで明らかに更新の判定基準を満たす場合は、更新樹種の調査（調査区画タイプBにおける小区画の調査）を省略することができる。

- 5 伐採終了時点で更新樹種や残存木が十分に生育しており、更新調査を行い更新の判定基準を満たす場合には、伐採終了時点で更新の完了と判断して差し支えない。
- 6 更新が完了していないと判断された場合には、野帳及び写真を保管することとし、再調査の際は、前回調査結果を携行すること。





